

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について」

平成26年10月

会計検査院

国は、昭和48年及び54年の二度の石油危機を教訓として、過度な石油依存から脱却し、エネルギーの供給を安定化させるために石油代替エネルギー（新エネルギー・再生可能エネルギー等）の開発及び導入の促進を図ってきている。平成14年には、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全に寄与することなどを目的としてエネルギー政策基本法（平成14年法律第71号）を制定して、これに基づきエネルギー基本計画を策定している。そして、23年3月に発生した東日本大震災を契機として、電力供給システムにおける再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源の活用が改めて大きな課題となったことなどから、26年4月にエネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方向性を示している。

また、エネルギー政策の一環として、再生可能エネルギー源の利用促進等を目的として、再生可能エネルギーを用いて発電された電気を電気事業者が固定価格で買い取ることなどを義務付け、電気の利用者に賦課金を請求することができるとした固定価格買取制度が24年7月に導入されている。

このような状況の下、再生可能エネルギーに関する事業を主に行っている内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における再生可能エネルギーに関連する事業の予算額は毎年度多額に上っており、また、環境保全、地球温暖化等に対する意識の高まりなどから、再生可能エネルギーに関する国民の関心が高まっている。

本報告書は、以上のような状況等を踏まえて、これら関係府省等や地方公共団体等における再生可能エネルギー設備の導入、稼働、廃止等の状況、固定価格買取制度の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に対する国庫補助金等の取扱状況、再生可能エネルギーに関する計画の策定状況等について横断的な検査を行い、その状況を取りまとめたことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

平成26年10月
会計検査院

目次

1	検査の背景	1
(1)	再生可能エネルギーの概要	1
(2)	エネルギー政策の変遷	4
ア	石油代替エネルギーの開発及び導入	4
イ	基本計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入目標の変遷	5
ウ	第四次計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入	7
エ	環境保全及び地球温暖化への対応	8
オ	再生可能エネルギー等の導入拡大政策等	11
(3)	各府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	14
ア	内閣府が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	15
イ	文部科学省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	15
ウ	農林水産省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	16
エ	経済産業省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	16
オ	国土交通省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	17
カ	環境省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	17
キ	NEDOが実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等	17
2	検査の観点、着眼点、対象及び方法	19
(1)	検査の観点及び着眼点	19
(2)	検査の対象及び方法	20
3	検査の状況	21
(1)	再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等	21
ア	再生可能エネルギーに関する事業の実施状況	21
イ	再生可能エネルギー設備の廃止及び休止の状況	33

ウ	7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の重複等の状況	36
エ	7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の相互連携	37
(2)	再エネ法に基づく固定価格買取制度の実施状況等	38
ア	再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要等	38
イ	固定価格買取制度と国の負担等	46
(3)	地方公共団体における再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定等	52
ア	再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定状況	52
イ	第四次計画への対応方針	55
ウ	再生可能エネルギーに関する地方公共団体の独自の取組	56
エ	地域における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点等	57
4	所見	60
(1)	検査の状況の概要	60
(2)	所見	63
	別表	65

・本文及び図表中の数値は、表示単位未満を切り捨てているものがあるので、図表中の数値を集計しても計が一致しないものがある。

事例一覧

(1) 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等

[国庫補助事業により導入したペレット製造設備等が稼働を休止している事例]	
＜事例1-1＞	35
[国庫補助事業により導入した風力発電設備が稼働を休止している事例]	
＜事例1-2＞	35
[再生可能エネルギーに関する事業の実施に当たり、環境省が農林水産省と連携を図っている事例]	
＜参考事例1-1＞	37

(2) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の実施状況等

[補助金適正化法に基づき、国庫補助金を一部返還している事例]	
＜参考事例2-1-1＞	49
[売電収入の用途を限定している事例]	
＜参考事例2-1-2＞	49
[固定価格買取制度の適用に当たり、国庫補助金の取扱いに関する規定がなく国庫補助金を返還することとはなっていない事例]	
＜参考事例2-2-1＞	49
[固定価格買取制度の適用に当たり、国庫補助金を返還しなくてもよいこととしている事例]	
＜参考事例2-2-2＞	50

(3) 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定等

[一般廃棄物の最終処分場の跡地を太陽光発電設備の導入に供している事例]	
＜参考事例3-1＞	57
[太陽光発電設備の候補地を発電事業者に仲介している事例]	
＜参考事例3-2＞	57

再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について

検 査 対 象	内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、44都道府県										
検査の対象とした再生可能エネルギーの概要	非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもので、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等										
検査の対象とした再生可能エネルギー設備の数	(1) 国が自ら又は委託者として導入した再生可能エネルギー設備 <table> <tr> <td>発電設備</td><td>47設備</td></tr> <tr> <td>熱利用設備</td><td>39設備</td></tr> </table> (2) 地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備 <table> <tr> <td>発電設備</td><td>1設備（平成11年度）</td></tr> <tr> <td></td><td>6,628設備（平成21年度～25年度）</td></tr> <tr> <td>熱利用設備</td><td>1,122設備</td></tr> </table> (3) 経済産業省所管の国庫補助金を活用した太陽光発電設備（住宅用） 1,091,724設備	発電設備	47設備	熱利用設備	39設備	発電設備	1設備（平成11年度）		6,628設備（平成21年度～25年度）	熱利用設備	1,122設備
発電設備	47設備										
熱利用設備	39設備										
発電設備	1設備（平成11年度）										
	6,628設備（平成21年度～25年度）										
熱利用設備	1,122設備										
検査の対象とした再生可能エネルギー設備の導入に係る事業費	(1) 発電設備 191億6199万円（平成21年度～25年度） 熱利用設備 39億2351万円（平成21年度～25年度）										
検査の対象とした再生可能エネルギー設備の導入に係る国庫補助金等交付額	(2) 発電設備 2億8496万円（平成10、11、13各年度） 1808億8557万円（平成21年度～25年度） 熱利用設備 509億0257万円（平成21年度～25年度） (3) 太陽光発電設備（住宅用） 2214億2663万円（平成20年度～25年度）										

1 検査の背景

(1) 再生可能エネルギーの概要

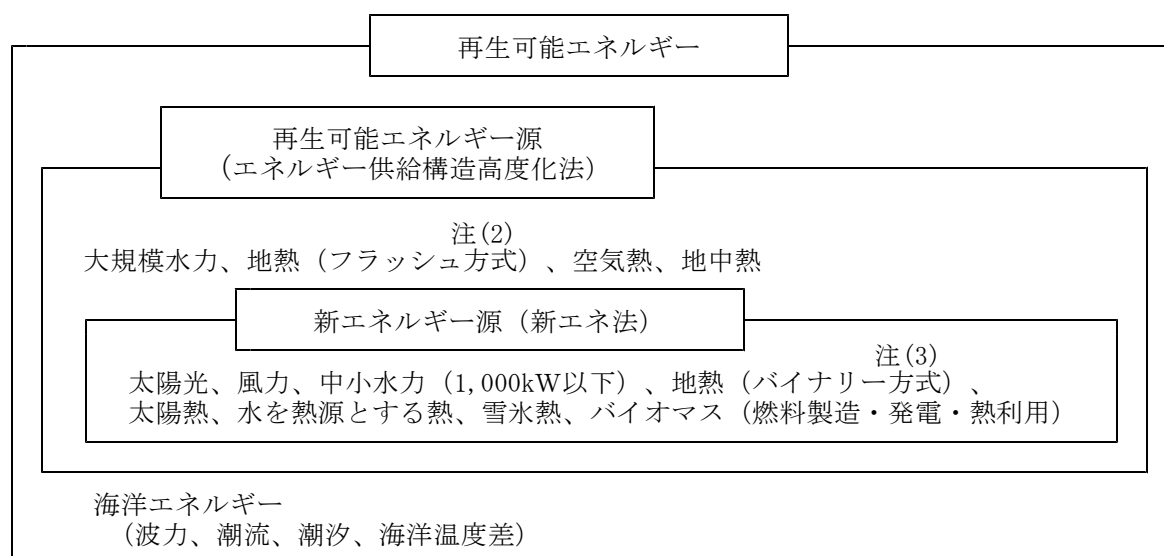
再生可能エネルギーとは、資源に限りがある石油、石炭、天然ガス等の化石エネルギーや原子力とは異なり、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーであり、太陽光、風力、水力、バイオマス、地熱等の地球上で自然に起こる現象を利用して繰り返し使えるエネルギーであるとされている。そして、再生可能エネルギーの主な利用形態としては、発電と熱利用があり、石油、石炭、天然ガス等の化石燃料を燃焼して電気をつくる火力発電は大量の二酸化炭素を排出するが、太陽光、風力、水力、地熱等の再生可

能エネルギー源を利用して発電する場合には、発電時に二酸化炭素をほとんど排出しないという特徴があるとされている。

また、平成9年に制定された「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法」（平成9年法律第37号。以下「新エネ法」という。）において、「新エネルギー利用等」とは、非化石エネルギーを製造することなどのうち、経済性の面における制約から普及が十分でないものであって、その促進を図ることが非化石エネルギーの導入を図るため特に必要なものとして政令で定めるものをいうとされている。そして、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令」（平成9年政令第208号）において、太陽電池を利用して電気を発生させること、風力を発電に利用することなどが定められており、太陽光、風力、水力（出力1,000kW以下（中小水力）の発電設備を利用）、地熱（バイナリー方式）、太陽熱、水を熱源とする熱、雪氷熱、バイオマス（燃料製造・発電・熱利用）が新エネルギー源とされている。また、21年に制定された「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」（平成21年法律第72号。以下「エネルギー供給構造高度化法」という。）において、「再生可能エネルギー源」とは、太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるものをいう。」とされ、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行令」（平成21年政令第222号）において、「再生可能エネルギー源」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、自然界に存する熱及びバイオマスが定められている。したがって、上記の新エネルギー源は、いずれも再生可能エネルギー源に含まれることになる。このほか、近年では、波力、潮流等の海洋エネルギーも再生可能エネルギーとして注目されている。

これらの再生可能エネルギーを関係法令等に基づき整理すると、図表0-1のとおりとなる。

図表0-1 再生可能エネルギーの概念図



注(1) 本表は経済産業省の公表資料に基づき会計検査院で作成した。

注(2) フラッシュ方式 地下から得られた蒸気に多くの熱水を含む場合、蒸気と熱水を分離させる気水分離器で蒸気のみを抽出し、その蒸気でタービンを回して発電する方式

注(3) バイナリー方式 地下から得られた低温の蒸気・熱水により沸点の低いアンモニア等の媒体を加熱して蒸発させ、その蒸気でタービンを回して発電する方式

25年度における我が国の年間発電電力量（9379億kWh）のうち、再生可能エネルギー源による発電電力量（1004億kWh）の占める割合は、水力発電が約8.5%、水力発電を除く再生可能エネルギー源によるものが約2.2%、合わせて約10.7%となっている。

また、25年度末における我が国の再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の導入状況についてみると、図表0-2-1及び図表0-2-2のとおり、再エネ発電設備の累計導入量は計約2955.3万kWとなっており、このうち、太陽光発電設備

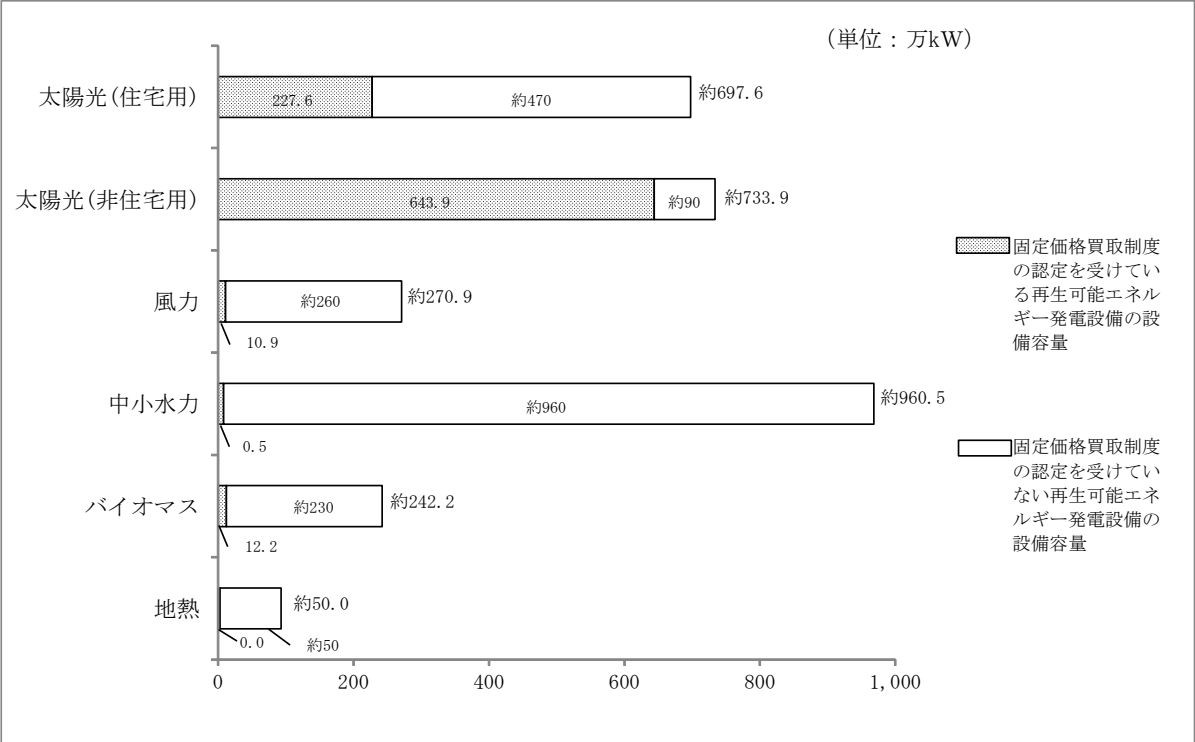
（住宅用）が約697.6万kW、太陽光発電設備（非住宅用）が約733.9万kWとなっていて、太陽光発電設備の我が国における再生可能エネルギーの導入量に占める割合は、48.4%と最も多くなっており、24年7月から25年度末までの間における導入量でみると97.3%となっている。

図表0-2-1 平成25年度末における我が国の再エネ発電設備の導入状況

		(単位：件)						
区分		太陽光 (住宅用)	太陽光 (非住宅用)	風力	中小水力	バイオマス	地熱	計
平成24年6月までの 累積導入量	導入容量	約470万kW	約90万kW	約260万kW	約960万kW	約230万kW	約50万kW	約2060万kW
	導入件数	211,005	17,407	6	15	10	1	228,444
24年度（7月～3月 末）の導入量	導入容量	96.9万kW	70.4万kW	6.2万kW	0.1万kW	3.0万kW	0.0万kW	176.8万kW
	導入件数	288,118	103,062	14	25	37	1	391,257
25年度の導入量	導入容量	130.7万kW	573.5万kW	4.6万kW	0.3万kW	9.1万kW	0.0万kW	718.5万kW
	導入件数	499,123	120,469	20	40	47	2	619,701
24年7月から25年度 末までの間の導入 量	導入容量	227.6万kW	643.9万kW	10.9万kW	0.5万kW	12.2万kW	0.0万kW	895.3万kW
	構成比	25.4%	71.9%	1.2%	0.0%	1.3%	0.0%	100%
	導入件数	499,123	120,469	20	40	47	2	619,701
25年度末における 累計導入量	導入容量	約697.6万kW	約733.9万kW	約270.9万kW	約960.5万kW	約242.2万kW	約50.0万kW	約2955.3万kW
	構成比	23.6%	24.8%	9.1%	32.5%	8.1%	1.6%	100%

注(1) 本表は経済産業省「再生可能エネルギー発電設備の導入状況について」に基づき会計検査院で作成した。
注(2) 平成24年6月までの導入量は、年度ごとに集計していないなどのため、累積導入量としている。また、同年7月以降は固定価格買取制度導入後の導入件数、導入容量であり、同年6月以前とは集計方法が異なっている。

図表0-2-2 平成25年度末における我が国の再エネ発電設備の導入状況



(注) 本表は経済産業省「再生可能エネルギー発電設備の導入状況について」に基づき会計検査院で作成した。

(2) エネルギー政策の変遷

ア 石油代替エネルギーの開発及び導入

国は、昭和48年及び54年の二度の石油危機を教訓として、過度な石油依存から脱却し、

エネルギーの供給を安定化させるため、石油代替エネルギーの開発及び導入の重要性を認識することになった。そして、石油代替エネルギーの開発の促進等のため、55年に「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」（昭和55年法律第71号。平成23年7月7日以降は「非化石エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律」）を制定し、石油代替エネルギーに関する技術でその企業化の促進を図ることが特に必要なものの開発等の業務を総合的に行わせるために新エネルギー総合開発機構（15年10月1日以降は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構。以下「NEDO」という。）を設立するなどしている。そして、NEDO等において、「サンシャイン計画」（昭和49年度～平成4年度。予算総額5166億円）、「ムーンライト計画」（昭和53年度～平成4年度。同1297億円）、「ニューサンシャイン計画」（5年度～14年度。同3547億円）等の国家プロジェクトを実施させることにより、石油代替エネルギーに関する技術開発を推進するなどしてきた。

また、国は、新エネルギーの普及促進を目的として、9年に制定した新エネ法に基づき、新エネルギーの導入事業を行う民間事業者に対して費用の一部を助成したり、金融機関からの借入れに対する債務保証を行ったり、地方公共団体が実施する太陽光発電設備（住宅用）等の助成費用に対して補助を行ったりしている。

そして、14年には、エネルギーの安定供給の確保、環境への適合及び市場原理の活用をエネルギーの需給に関する施策についての基本方針とする「エネルギー政策基本法」（平成14年法律第71号。以下「エネルギー基本法」という。）を制定し、15年10月に、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るためにエネルギーの需給に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定（閣議決定）している。基本計画は、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならないこととなっており、国は、19年3月、22年6月及び26年4月にそれぞれ新しい基本計画を策定（閣議決定）している。

イ 基本計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入目標の変遷

22年6月に策定された基本計画においては、再生可能エネルギーに関する導入目標として、2030年（平成42年）に向けて電源構成に占めるゼロ・エミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約70%（2020年（平成32年）には約50%以上）とすることなどが掲げられていた。しかし、東日本大震災（23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害

をいう。以下同じ。)の発生により、基幹電源と位置付けられていた原子力発電の信頼性が大きく揺らいだことにより、電力供給システムにおける再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源の活用が大きな課題となった。そこで、国は、24年9月に、エネルギー・環境会議において、省エネルギー・再生可能エネルギーといったグリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原子力発電に対する依存度を減らすことなどを基本方針とする革新的エネルギー・環境戦略を決定した。

その後、25年1月に、同戦略はゼロベースで見直すこととされ、同年2月の第183回通常国会の内閣総理大臣施政方針演説において、省エネルギーと再生可能エネルギーの最大限の導入を進め、できる限り原発依存度を低減させることとする方針が示された。そして、国は、エネルギーを巡る環境が大きく変化してエネルギー政策の大規模な調整を求められることになったことを踏まえて、26年4月に、22年6月に策定した基本計画を変更した新たな基本計画を策定（閣議決定）している（以下、26年4月に策定した基本計画を「第四次計画」という。）。

これまでの基本計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入に関する記述は、図表0-3のとおりとなっている。

図表0-3 基本計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入に関する記述

策定年月	基本計画における再生可能エネルギーの位置付け、政策の方向性	導入に関する記述
平成15年10月	補完的なエネルギーとして位置付けつつも、安全の確保に留意しつつ、コスト低減や系統安定化、性能向上等のための技術開発等について、産学官等関係者が協力して戦略的に取り組むことにより、長期的にはエネルギー源の一翼を担うことを目指し、施策を推進する。	記述なし
19年3月	補完的なエネルギーとして位置付けつつも、安全の確保に留意しつつ、コスト低減や系統安定化、性能向上等のための技術開発等について、産学官等関係者が協力して戦略的に取り組むことにより、長期的にはエネルギー源の一翼を担うことを目指し、施策を推進する。 その際、再生可能エネルギーであって、太陽光、風力、バイオマス、雪氷熱など特に導入を促進すべきエネルギー源を新エネルギーとして位置付け、重点的に支援を行うことが重要である。	記述なし
22年6月	現時点ではコストや供給安定性の面で課題はあるものの、環境負荷が小さく、多くが国内で調達可能なエネルギーである。エネルギー源の多様化や新たな市場・雇用機会の創出といった効果も期待できることから、積極的な利用拡大を図る。	電源構成に占めるゼロ・エミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約70%（2020年には約50%以上）とする。（現状34%）
26年4月	現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。	これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえることとする。

ウ 第四次計画における再生可能エネルギーの位置付け及び導入

第四次計画には、中長期（今後20年程度）のエネルギー需給構造を視野に入れて、今後取り組むべき課題と長期的、総合的かつ計画的なエネルギー政策の方針がまとめられている。

特に、電力供給については、安定供給、低コスト、環境適合等をバランスよく実現できる供給構造を実現すべく、各エネルギー源の電源としての特性を踏まえて活用することが重要であるとされている。各エネルギー源には、①発電（運転）コストが低廉で、安定的に発電することができ、昼夜を問わず継続的に稼働できる電源となる「ベースロード電源」として、地熱、一般水力（流れ込み式）、原子力、石炭が、②発電（運転）コストがベースロード電源の次に安価で、電力需要の動向に応じて、出力を機動的に調整できる電源となる「ミドル電源」として、天然ガス等が、また、③発電（運転）コストは高いが、電力需要の動向に応じて、出力を機動的に調整できる電源となる「ピーク電源」として、石油、揚水式水力等が、それぞれ位置付けられている。

また、再生可能エネルギーについては、現時点では安定供給面、コスト面で様々な課題が存在するが、温室効果ガス（二酸化炭素、メタン等）を排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源であると位置付けられている。そして、政策の方向性として、「2013年（平成25年）から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とされ、そのため、系統強化、規制の合理化、低コスト化等の研究開発等を着実に進めるとされている。このため、再生可能エネルギー等関係閣僚会議を創設し、政府の司令塔機能を強化するとともに、関係省庁間の連携を促進するとされている。さらに、「具体的な取組として、固定価格買取制度の適正な運用を基礎としつつ、環境アセスメントの期間短縮化等の規制緩和等を今後とも推進するとともに、高い発電コスト、出力の不安定性、立地制約といった課題に対応すべく、低コスト化・高効率化のための技術開発、大型蓄電池の開発・実証や送配電網の整備などの取組を積極的に進めていく。」とされている。

そして、再生可能エネルギーの導入については、これまでの基本計画を踏まえて（注2）示された水準を更に上回る水準の導入を目指し、エネルギーミックスの検討に当たっては、これを踏まえるとされており、具体的な数値目標は設定されていない。

- (注1) 系統 電気を使用者に供給するための、発電、送電、変電、配電等の各設備によって構成されるシステム
- (注2) 基本計画を踏まえて示された水準 2009年8月に策定した「長期需給エネルギー見通し（再計算）」（2020年（平成32年）の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は13.5%（1414億kWh））及び2010年6月に開催した総合資源エネルギー調査会総合部会・基本計画委員会合同会合資料の「2030年のエネルギー需給の姿」（2030年（平成42年）の発電電力量のうちの再生可能エネルギー等の割合は約2割（2140億kWh））

エ 環境保全及び地球温暖化への対応

(ア) 環境保全への対応

国は、5年に環境基本法（平成5年法律第91号）を制定し、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策（以下「環境保全施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、環境保全施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することとしている。

そして、国は、同法に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めた環境基本計画を6年12月に策定（閣議決定）しており、その後、12年12月、18年4月及び24年4月にそれぞれ新しい環境基本計画を策定（閣議決定）している（以下、24年4月策定の環境基本計画を「第四次環境基本計画」という。）。

第四次環境基本計画においては、環境行政の究極の目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加えて、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置付けており、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として、①政策領域の統合による持続可能な社会の構築、②国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化、③持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成、④地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進を設定するとともに、地球温暖化に関する取組等の優先的に取り組む重点分野が定められている。そして、このうち地球温暖化に関する取組においては、施策の基本的方向性として、中長期的な国内対策として再生可能エネルギーの導入拡大等を実施すること、また、地方公共団体に期待される役割として、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入を実施することが示されている。

(イ) 地球温暖化への対応

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいうとされている。そして、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であるとされている。

世界各国は、この地球温暖化問題に対処するため、4年5月に、環境と開発に関する国際連合会議において、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標とする「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下「気候変動枠組条約」という。）を採択しており、6年3月に発効している。そして、我が国も、5年5月に、気候変動枠組条約を国会で承認して、批准するなどしている。その後、条約締約国は、7年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（C O P）を開催しており、9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（C O P 3）では、先進国^(注3)の拘束力のある削減目標を明確に規定した「京都議定書」に合意している。

(注3) 削減目標 2008年（平成20年）から2012年（平成24年）までの5年間（以下、この5年を「京都議定書第一約束期間」という。）平均で1990年（平成2年）に比べて温室効果ガスを日本6%、米国7%、E U 8%等それぞれ削減

そして、国は、10年に、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）を制定して、京都議定書の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう努めることなどとしており、17年4月に京都議定書目標達成計画（20年3月全部改定）を策定（閣議決定）して、温室効果ガスの排出抑制・吸収量について目標達成のための対策と施策を行っている。そして、京都議定書目標達成計画において、「太陽光や太陽熱、風力、バイオマス等を活用した新エネルギーは、地球温暖化対策に大きく貢献するとともに、エネルギー源の多様化に資するため、国の支援策の充実等によりその導入を促進する。」などとされている。

このように、再生可能エネルギーは、地球温暖化対策の面からも導入促進が求められている。

また、国は、24年度末をもって京都議定書第一約束期間が終了したことに伴い京都議定書目標達成計画に基づく取組も同時期に終了したことから、25年に温対法を改正し、京都議定書目標達成計画に代わり、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るために地球温暖化対策に関する計画（以下「地球温暖化対策計画」という。）を定めることとした。

(ウ) 地球温暖化対策と太陽光発電の導入

上記のとおり、京都議定書目標達成計画において、地球温暖化対策の面からも再生可能エネルギーの導入促進が求められていることから、国は、20年7月に、温室効果ガスについて、2050年（平成62年）までの長期目標として現状から60～80%の削減を掲げて、世界に誇れるような低炭素社会の実現を目指すことが必要であるとして、「低炭素社会づくり行動計画」（以下「行動計画」という。）を策定（閣議決定）している。行動計画によれば、太陽光発電の導入量を2020年に10倍、2030年には40倍にすることを目標として、導入量の大幅拡大を進めるとともに、価格については、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減することを^(注4)目指すとされている。そして、文部科学省等4省は、20年11月に、行動計画を受けるなどして、「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン」を策定している。このアクションプランは、行動計画等において目標となっている太陽光発電の導入に関し、家庭・企業・公共施設等への拡大に向けた関係者の取組を促進するため、より多くの公的施設（道路、鉄道、港湾等）への導入促進、教育機関（小学校、中学校、高等学校等）における太陽光発電の導入拡大等の当面の具体的な措置を取り^(注5)まとめたものである。その後、21年3月には、上記の4省を含む内閣官房等9省庁等が、上記のアクションプランの「太陽光発電の導入拡大のためのアクションプラン（進捗状況フォローアップと今後の取組）」を取りまとめて公表しており、この中で、今後の新たな取組として、今後整備する国の庁舎等についても、率先して太陽光発電の導入を推進すること、学校、病院や社会福祉施設、警察署、農林漁業団体の建物等への導入分野の拡大、多様化を図るために各々関係する省庁の間で連携を加速させることなどに取り組んでいくとしている。

また、国は、京都議定書目標達成計画に掲げられた先進的な温暖化対策を政府

自らが、事業者や家庭に先駆けて率先して導入することにより、社会全体への普及を牽引することが求められるなどの状況を踏まえ、温対法及び京都議定書目標達成計画に基づき策定された「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月閣議決定）を引き継ぎ、19年度から24年度までの期間を対象として、新たな「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）を、19年3月に策定（閣議決定）するなどしている。政府の実行計画によれば、国の庁舎に設置する太陽光発電に関して、新築及び既存の庁舎についてその導入を図ることとされ、関係府省ごとに太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進めることとされている。そして、政府の実行計画に基づき各府省が導入した太陽光発電設備の出力の合計値は、24年度末において7,708kWとなっており、各府省が策定した整備計画における整備目標の合計値6,587kWを上回っている状況となっている。

(注4) 文部科学省等4省 文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省

(注5) 内閣官房等9省庁等 内閣官房、警察庁、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

オ 再生可能エネルギー等の導入拡大政策等

(ア) 再生可能エネルギー等の導入拡大政策

国は、前記のとおり、9年以降、新エネルギーの導入事業を行う民間事業者に対して費用の一部を助成したり、金融機関からの借入れに対する債務保証を行ったりなどしている。また、14年に、「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」（平成14年法律第62号。以下「RPS法」という。）を制定し、15年4月以降、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する一般電気事業者、特定電気事業者及び特定規模電気事業者（以下、これらを「電気事業者」という。）に対して、太陽光、風力、水力（出力1,000kW以下の発電）、バイオマス（廃棄物発電等）又は地熱によって発電された電気を一定量以上調達することを義務付けることとした。なお、RPS法における電気の価格については、電気事業者と再生可能エネルギー発電事業者（以下「再エネ事業者」という。）との間で定めることとなっている。

そして、国は、21年11月に、エネルギー供給構造高度化法に基づき、電気事業者に対して、500kW未満の太陽光発電の余剰電力について、国が定めた1kWh当たりの価格（以下「調達価格」という。）及び調達価格による調達に係る期間（以下「調達期

間」という。)での調達を義務付ける制度(以下「余剰電力買取制度」という。)を創設している。余剰電力買取制度については、電気事業者が調達する電気の調達費用のうち、電気事業者が自ら電気を調達した場合の費用を超過する分の費用について、^(注9)太陽光発電促進付加金として、通常の電気料金と併せて電気利用者から徴収する仕組みとなっている。

その後、国は、23年に、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、RPS法に代わって「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(平成23年法律第108号。以下「再エネ法」という。)を制定し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関し、その価格、期間等について特別の措置を講ずることにより、電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進することが、我が国の国際競争力の強化、地域の活性化等に寄与するなどとしている。そして、24年7月以降は、電気事業者に対して、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力(出力30,000kW以下の発電)、バイオマス又は地熱)を用いて発電された電気(以下「再エネ電気」という。)について、調達価格及び調達期間での調達を義務付ける制度(以下「固定価格買取制度」という。)を導入して実施している。

このほか、国は、25年に、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」(平成25年法律第81号)を制定し、農山漁村において農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を促進するための措置を講ずることにより、農山漁村の活性化を図るとともに、エネルギー供給源の多様化に資することとしている。

- (注6) 一般電気事業者 一般(不特定多数)の需要に応じて電気を供給する事業者
(注7) 特定電気事業者 限定された区域における需要に応じて、自らの発電設備や電線路を用いて電気を供給する事業者
(注8) 特定規模電気事業者 契約電力が50kW以上の需要家に対して、一般電気事業者が有する電線路を通じて電気を供給する事業者
(注9) 太陽光発電促進付加金 一般電気事業者が太陽光発電の余剰電力買取制度における電力の買取りに要した費用の一部を、電気の使用者に対して電気の使用量に応じるなどして負担させる付加金であり、平成26年9月分をもって廃止することとなっている。

(イ) 再生可能エネルギーに関する規制改革の取組

国は、前記のように、再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、再エネ法を制定し、固定価格買取制度を導入している。一方、再生可能エネルギー

の導入については、電気事業法上の規制、環境影響評価の事務上の規制、農地転用等の土地利用上の規制、自然公園法（昭和32年法律第161号）等の自然環境保全上の規制等各種の規制を考慮する必要があることから、規制改革が再生可能エネルギーの利用促進における大きな課題となっている。

そして、国は、25年1月に、規制改革は、我が国の経済を再生するに当たっての阻害要因を除去し、民需主導の経済成長を実現していくために不可欠の取組であるとして、内閣総理大臣の諮問機関として規制改革会議を設置し、同年6月に、規制改革会議の答申を踏まえて、「規制改革実施計画」を策定（閣議決定）した。この規制改革実施計画においては、再生可能エネルギーがエネルギー・環境分野に位置付けられ、最大限の推進を図ることなどとされている。そして、エネルギーの安定供給・地産地消及び低炭素・循環型社会の推進の観点から、規制改革を着実に推進することとなっている。

規制改革実施計画における再生可能エネルギーに関する主な規制改革の概要は、図表0-4のとおりとなっている。

図表0-4 規制改革実施計画における再生可能エネルギーに関する主な規制改革の概要

区 分	主な規制改革の概要
太陽光発電	電気主任技術者による発電設備の点検頻度が増加する保安規制が検討されていて、事業者の負担が増える懸念がある。このため、経済産業省は、必要な保安水準を確保する最小限の点検頻度となるよう配慮する。
風力発電	隣接する複数の風力発電所・変電所を統括する事業場の設置において、電気事業法上の「直接統括する事業場」になるのか基準が明確ではないため、隣接した発電所・変電所にもそれぞれ電気主任技術者が必要になっている。このため、経済産業省は、直接統括する事業場に関する基準を明確化する。
小水力発電	慣行水利権（旧河川法施行の明治29年以前あるいは法定河川として指定される以前から、特定の者による排他・継続的な事実上の水の支配をもとに社会的に承認された権利）を利用した短期間の小水力発電の水利使用の許可要件が明確ではない。このため、国土交通省は許可を行う場合の要件を明確化する。
バイオマス発電	未利用資源を燃料に利用する場合、廃棄物か有価燃料かの基準が明確ではないため、自治体の見解を得るのに時間がかかる。このため、環境省は「バイオマス発電燃料等に係る廃棄物該当性の判断事例集」を作成し、自治体に周知する。
地熱発電	温泉法が拡大解釈されて、温泉の湧出が見込まれる場合には掘削の許可が必要となっている。このため、環境省は許可が不要な掘削について類型化する。
環境影響評価	風力・地熱発電に係る環境影響評価の事務に係る期間を短縮するために必要な措置を講ずることが求められている。このため、経済産業、環境両省は、環境影響評価における国の審査について、火力発電所リブレースに係る審査と同様に行い、全体で45日程度に短縮することを目指す。
再生可能エネルギー共通	第二種電気主任技術者の確保が困難となっている。このため、経済産業省は、第二種電気主任技術者の確保ができるように検討する。

(ウ) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けた送電網の整備に係る取組

東日本大震災により、全国で電力の供給力が大幅に不足する事態が発生した。^(注10)一般電気事業者等は供給力の広域的な活用を図ったものの、地域間連系線等の容量の制約や系統運用が各一般電気事業者の供給区域単位で行われていることなどにより、供給力の広域的な活用には限界があり、国民生活に大きな影響を与える

こととなった。

このような状況を踏まえ、資源エネルギー庁は、24年2月に、総合資源エネルギー調査会の下に、安定供給確保や再生可能エネルギーをはじめとした分散型電源の導入促進の観点から検討を行うことを目的として「地域間連系線等の強化に関するマスタープラン研究会」を設置した。

同研究会は、同年4月に、中間報告を取りまとめ、同報告書において、固定価格買取制度の導入をはじめ、再生可能エネルギー導入に関する気運が高まる中、太陽光発電及び風力発電に対する今後の導入拡大の可能性についての評価を示した。また、風力発電については、東北・北海道地域のうち、電力需要は小さいが、特に風況が良好であるにも関わらず系統の制約があるためにその導入が進まない地域について、例外的に何らかの形で地域内系統の整備を政策的に支援すべきであるとした。

(注10) 地域間連系線 電力会社の系統を相互に接続する設備

(エ) 再生可能エネルギーに関する北海道及び沖縄本島の現状

北海道及び沖縄本島は、電力の系統規模が小さいことなどから、再生可能エネルギーの接続量には一定の限界がある地域とされている。

特に、北海道は、広大な土地と地代の安さから、固定価格買取制度の施行後に太陽光発電設備の導入が急速に進み、500kW未満の設備を除き、現行の設備及び接続条件では電気を安定的に供給するための系統への接続量が限界に近づきつつある状況であるとされている。このため、資源エネルギー庁は、北海道電力株式会社と検討を行い、25年4月に、北海道における太陽光発電の系統への接続について、接続条件の改正、大型蓄電池の変電所への導入等の対応策を講じている。

また、沖縄本島においても、同様に再生可能エネルギーの系統への接続量は限界に近づきつつある状況であるとされている。このため、同庁は、沖縄電力株式会社と検討を行い、25年12月に、大型蓄電池の設置による接続可能量の拡大及び拡大の影響に係る送電網実証事業を実施することを決定している。

(3) 各府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

エネルギー基本法において、国は、基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上するなどその円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととなっている。

再生可能エネルギーに関する事業を実施している主な機関は、内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省（以下、これらを総称して「6府省」という。）及びNEDO（以下、6府省とNEDOを合わせて「7府省等」という。）となっている。

7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業のうち主な事業の概要等は、以下のとおりである。

ア 内閣府が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

- ① がんばる地域交付金（地域活性化・効果実感臨時交付金）（25年度予算額870億円。再生可能エネルギーに関する事業費についてはこの金額の内数）

景気回復が波及していない財政力の弱い市町村が、同交付金に係る実施計画に基づき行う国庫補助事業及び地方単独事業の地方負担額に充当するもの。再生可能エネルギー設備の導入に要する費用の地方負担額にも充当され得る。

- ② 沖縄振興特別推進交付金（同803億余円の内数）

沖縄県が、沖縄の振興に資する事業等を自主的に選択して作成した沖縄振興交付金事業計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、国が同県に交付金を交付するもの。県立学校の太陽光発電設備等の導入に要する費用が対象となる。

イ 文部科学省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

- ① 学校施設環境改善交付金（同1219億余円の内数）

地方公共団体が「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」（昭和33年法律第81号）に基づき作成した施設整備計画に従って実施する事業に要する経費に充てるため、国が地方公共団体に交付するもの。太陽光発電、風力発電、太陽熱利用又は蓄電池の導入に要する費用が対象となる。

- ② 公立学校施設整備費負担金（同541億余円の内数）

地方公共団体が、公立の小中学校等における教室不足を解消するため、校舎・屋内運動場等を新築又は増築する場合等に、その経費の一部を国が負担するもの。再生可能エネルギーに関しては、校舎等の新增築等と併せて太陽光発電設備等を導入する際に、建築に係る経費と太陽光発電設備等の導入に係る経費を分けて算出することが困難な場合にのみ、太陽光発電設備等の導入に係る経費について対象となる。

③ エコキャンパス推進事業（同324億余円の内数）

私立の高等学校、大学等が実施する、学校環境に配慮した学校施設の改修や新エネルギーの活用等エコキャンパス推進に必要な施設の改修等に対して国が補助を行うもの。太陽光発電、風力発電、バイオマス発電、太陽熱利用等施設の導入に要する費用が対象となる。

ウ 農林水産省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

① 農山漁村地域整備交付金（同1128億余円の内数）

都道府県又は市町村が実施する農業農村基盤整備、森林基盤整備、水産基盤整備等の事業に要する経費に充てるため、国が都道府県又は市町村に交付金を交付するもの。同交付金の地域用水環境整備事業において、小水力発電設備の導入に要する費用が対象となる。

② 森林整備加速化・林業再生基金（同539億余円の内数）

都道府県が、国が交付する国庫補助金を財源として基金を造成し、同基金を活用することにより、地方公共団体及び民間団体が行う地域の木材・木質バイオマスの利用を促進するために必要な施設等の導入等に対する支援を行うもの。木質バイオマス熱供給施設等及び木質バイオマス発電設備等の導入等に要する費用が対象となる。

エ 経済産業省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

① 浮体式洋上ウインドファーム実証研究事業（同375億円）

福島県沖において、国内初の浮体式洋上風力発電システムの本格的な実証事業を行い、技術的な確立を行うとともに、安全性・信頼性・経済性を明らかにするもの。

② 風力発電のための送電網整備実証事業費補助金（同250億円）

風況が良好で大規模な土地の確保が可能な風力発電に適した地域であって送電網の脆弱な地域において、送電網整備を行う民間事業者を支援し技術開発等の実証を行うもの。

③ 再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金（同190億余円）

固定価格買取制度施行における賦課金の電力多消費産業に対する減額措置によって生じる欠損金を再エネ法に基づき補填するもの。

オ 国土交通省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

① 社会資本整備総合交付金（同1兆0194億余円の内数）

国土交通省所管の地方公共団体向けの個別補助金を一つの交付金として原則一元化したもの。同交付金の吸収源対策公園緑地事業、新世代下水道支援事業制度等において、地方公共団体における太陽光発電設備、バイオマス発電設備等の導入に要する費用が対象となる。

② 直轄管理ダムにおける水力発電設備の設置（同501億余円の内数）

直轄管理ダムにおいて、ダムの維持管理費の縮減を図ることを目的として、ダムからの放流水を活用したダム管理用水力発電設備の設置を行うもの。

カ 環境省が実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

① 再生可能エネルギー等導入推進基金（同245億円）

都道府県又は政令指定都市が、国が交付する国庫補助金を財源として基金を造成し、同基金を活用することにより、地方公共団体及び民間団体が行う地域の避難所や防災拠点等への再生可能エネルギー等の導入等に対する支援を行うもの。公共施設及び民間施設における再生可能エネルギー等の導入等に要する費用が対象となる。

② 循環型社会形成推進交付金（同960億余円の内数）

市町村が作成する廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を広域的かつ総合的に推進するための廃棄物処理・リサイクル施設の整備計画（循環型社会形成推進地域計画）に位置付けられた施設整備に対し交付金を交付するもの。廃棄物を燃焼する際の余熱を利用したバイオマス発電設備の導入に要する費用が対象となる。

キ NEDOが実施している再生可能エネルギーに関する事業の概要等

① 太陽光発電システム次世代高性能技術の開発（同48億円）

太陽光発電の導入を根本的に加速させ、発電コストを大幅に引き下げることが目的として、変換効率の向上や製造コストの低減を図るための各種太陽電池の要素技術の確立、横断的な材料開発及び周辺技術の開発を行うもの。

② 海洋エネルギー技術研究開発事業（同25億余円）

海洋エネルギー（波力、潮流等）発電に係る国内における導入普及を推進するとともに、海外市場を見据えた技術開発を行うもの。

③ 新エネルギー系統対策蓄電システム技術開発（同17億円）

大規模風力発電及び太陽光発電の大量導入による系統対策として、安全性・耐久性等を追求した蓄電システムの技術開発を行うもの。

そして、7府省等における21年度から25年度までの間の各年度の再生可能エネルギーに関する事業を含む予算額は、図表0-5のとおりとなっており、いずれも多額に上っている。このうち、一般会計以外では、エネルギー対策特別会計の予算額が最も大きくなっている。なお、この予算額には、再生可能エネルギーに関する事業以外の事業にも使用できる額も含まれているため、実際に再生可能エネルギーに関する事業に使用されている額は、この予算額の範囲内の額となる。

図表0-5 再生可能エネルギーに関する事業を含む予算額（平成21年度～25年度）

(単位：百万円)

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
内閣府	一般会計	0	0	0	0	0
文部科学省	一般会計	368,766	208,372	285,976	183,056	160,630
	東日本大震災復興特別会計	—	—	—	1,998	2,097
農林水産省	一般会計	292,612	279,391	240,161	317,107	208,141
	食料安定供給特別会計	30	0	21	0	547
	東日本大震災復興特別会計	—	—	—	644	1,150
経済産業省	一般会計	0	400	182,188	600	999
	エネルギー対策特別会計	107,718	90,180	55,773	21,730	77,723
	東日本大震災復興特別会計	—	—	—	0	39,200
国土交通省	一般会計	418	297	3,156	21,175	22,246
	社会資本整備事業特別会計	47,006	40,004	42,085	47,726	50,189
	東日本大震災復興特別会計	—	—	—	491	695
環境省	一般会計	81,425	48,337	138,148	63,925	105,146
	エネルギー対策特別会計	43,596	9,420	15,843	33,035	56,229
N E D O	エネルギー対策特別会計	15,277	17,706	25,208	27,708	23,996

注(1) N E D Oの予算額は、6府省の予算額との重複額を控除した額である。

注(2) 7府省等の再生可能エネルギーに関する事業を含む予算額は、内閣府所管の一般会計、農林水産省所管の食料安定供給特別会計、経済産業省所管の一般会計及び東日本大震災復興特別会計、環境省所管の一般会計を除き、表記されている額の内数である。このため、計欄は設けていない。

注(3) 内閣府の予算額には、再生可能エネルギーに関する事業を実施することができるものの、全体の予算額に対する再生可能エネルギーに係る予算額の割合が低いことなどから、地域活性化・公共投資臨時交付金、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・きめ細かな臨時交付金、沖縄特別振興対策事業費補助金、地域活性化交付金（きめ細かな交付金）、地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）、沖縄新産業創出対策事業推進費補助金、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金、環境未来都市先導的モデル事業費補助金、沖縄振興特別推進交付金、特定地域再生事業費補助金及び地域活性化・効果実感臨時交付金については計上していない。

注(4) 文部科学省の予算額には、再生可能エネルギーに関する事業を実施することができるものの、全体の予算額に対する再生可能エネルギーに係る予算額の割合が低いことなどから、公立学校施設整備費負担金については計上していない。

注(5) 国土交通省の予算額には、再生可能エネルギーに関する事業を実施することができるものの、全体の予算額に対する再生可能エネルギーに係る予算額の割合が低いことなどから、社会資本整備総合交付金、治水ダム建設事業費補助、地域自主戦略交付金、地方道路整備臨時交付金、沖縄振興自主戦略交付金、沖縄振興公共投資交付金、港湾機能高度化施設整備費補助金、防災・安全社会資本整備交付金、小笠原諸島振興開発事業費補助、下水道事業費補助、地域住宅交付金、都市公園事業費補助、先導的都市環境形成促進事業費補助金、住宅・建築物環境対策事業費補助金、住宅市街地総合整備促進事業費補助、都市公園防災事業費補助、都市再生推進事業費補助、まちづくり交付金、地域活力基盤創造交付金、市街地整備総合交付金、水の安全・安心基盤整備総合交付金、活力創出基盤整備総合交付金及び地域住宅支援総合交付金については計上していない。

2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

(1) 検査の観点及び着眼点

国は、26年4月にエネルギー基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方向性を示しており、7府省等における再生可能エネルギーに関す

る事業を含む予算額は、前記のとおり毎年度多額に上っている。また、7府省等が直接導入した、又は都道府県、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）及び民間団体（以下、これらを合わせて「地方公共団体等」という。）が7府省等の補助金、交付金、助成金、負担金等（以下「国庫補助金等」という。）を活用して導入した再生可能エネルギー設備も多数に上っている。

また、24年7月に再エネ法に基づく固定価格買取制度が導入されて以降、国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備によって発電された電気を固定価格買取制度に基づき売電する地方公共団体等が増加している。

そして、地方公共団体において、国庫補助金等を活用して再生可能エネルギー設備を導入する場合は、導入した再生可能エネルギー設備を効率的に活用して、国の施策に準じた施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を実施等するための計画を策定することが重要である。

そこで、7府省等における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、経済性、効率性、有効性等の観点から、次のような点に着眼して検査を実施した。

ア 7府省等及び地方公共団体等が導入した再生可能エネルギー設備は導入目的どおり活用されているか。

イ 6府省において再エネ法に基づく固定価格買取制度における国庫補助金等の取扱いは適切に行われているか。

ウ 地方公共団体において再生可能エネルギーの導入等に関する計画が適切に策定されているか。

(2) 検査の対象及び方法

21年度から25年度までの間に、7府省等が直接導入した、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備（太陽光、風力、水力、バイオマス又は地熱）及び再生可能エネルギー源による熱利用設備（太陽熱、雪氷熱、バイオマス熱、温度差熱、地中熱、空気熱又は温泉熱。以下「再エネ熱利用設備」という。）等を対象とした。

（注11）
そして、7府省等及び12道府県において、再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、関係資料の提出や説明を受けたり、現地の状況を確認したりするなどして会
（注12）
計実地検査を実施した。また、7府省等並びに上記の12道府県及び32都府県の計44都道府県（管内1,615市町村）から21年度から25年度までの間における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等に係る調書の提出を受けるなどして、再生可能エネルギーの導入・稼

動・廃止状況、固定価格買取制度における国庫補助金等の取扱状況、再生可能エネルギーに関する計画の策定状況等について検査を実施した。

なお、東日本大震災により特に甚大な被害を受けた岩手、宮城、福島各県については、検査の対象から除外した。

(注11) 12道府県 北海道、京都府、青森、千葉、神奈川、愛知、山口、徳島、福岡、熊本、鹿児島、沖縄各県

(注12) 32都府県 東京都、大阪府、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、香川、愛媛、高知、佐賀、長崎、大分、宮崎各県

3 検査の状況

(1) 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等

ア 再生可能エネルギーに関する事業の実施状況

(イ) 再生可能エネルギーに関する事業費

前記のとおり、エネルギー基本法において、国は、基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上するなどその円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととなっている。そして、7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が7府省等の国庫補助金等を活用して21年度から25年度までの間に導入した再エネ発電設備及び再エネ熱利用設備に係る7府省等の事業費（国庫補助金等を含む。）についてみると、図表1-1-1のとおり、計4680億1478万円となっており、経済産業省が計2656億1648万円（4680億1478万円の56.7%）と最も多く、次いで、環境省が計779億7780万円（同16.6%）、文部科学省が計536億3119万円（同11.4%）等となっていた。

図表1-1-1 再生可能エネルギーに関する事業費（平成21年度～25年度）

（単位：百万円）

所管府省等	区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	(構成比)
内閣府	再エネ発電設備	2,252	7,248	490	165	3,182	13,340	(3.2%)
	再エネ熱利用設備	179	62	71	19	106	440	(0.8%)
	計	2,432	7,311	562	185	3,289	13,780	(2.9%)
文部科学省	再エネ発電設備	7,342	32,543	1,862	2,962	4,839	49,551	(11.9%)
	再エネ熱利用設備	59	1,890	630	610	888	4,080	(7.4%)
	計	7,402	34,433	2,493	3,572	5,728	53,631	(11.4%)
農林水産省	再エネ発電設備	1,220	294	1,735	869	7,552	11,672	(2.8%)
	再エネ熱利用設備	3,030	2,725	4,309	1,062	2,143	13,272	(24.2%)
	計	4,250	3,020	6,045	1,932	9,696	24,945	(5.3%)
経済産業省	再エネ発電設備	28,367	71,414	65,319	52,853	39,136	257,091	(62.2%)
	再エネ熱利用設備	761	683	1,225	2,763	3,091	8,524	(15.5%)
	計	29,128	72,097	66,544	55,617	42,228	265,616	(56.7%)
国土交通省	再エネ発電設備	1,916	1,365	3,508	2,268	2,835	11,894	(2.8%)
	再エネ熱利用設備	165	1,640	1,757	1,893	1,509	6,966	(12.7%)
	計	2,082	3,006	5,265	4,162	4,344	18,860	(4.0%)
環境省	再エネ発電設備	13,893	8,597	9,676	10,157	17,072	59,397	(14.3%)
	再エネ熱利用設備	9,571	4,109	1,085	2,462	1,351	18,580	(33.8%)
	計	23,464	12,707	10,761	12,620	18,424	77,977	(16.6%)
NEDO	再エネ発電設備	931	330	361	0	8,617	10,241	(2.4%)
	再エネ熱利用設備	1,068	1,892	0	0	0	2,961	(5.4%)
	計	2,000	2,223	361	0	8,617	13,202	(2.8%)
合計	再エネ発電設備	55,925	121,794	82,953	69,278	83,236	413,188	(100%)
	再エネ熱利用設備	14,837	13,004	9,080	8,811	9,091	54,826	(100%)
	計	70,762	134,799	92,034	78,090	92,327	468,014	(100%)

注(1) NEDOの事業費は、6府省の事業費との重複額を控除した額である。

注(2) 再エネ発電設備の事業費は、設備の機器費ベースで集計している。

注(3) 再エネ熱利用設備の事業費は、設備導入に係る事業費ベースで集計している。

上記7府省等の事業費を、①再生可能エネルギー設備を整備する事業（整備事業）、②再生可能エネルギーを利活用するための実証事業（実証事業）、③再生可能エネルギーを利活用するための研究事業（研究開発事業）に分類して集計したところ、これらの分類別の事業費は、図表1-1-2のとおり、整備事業が計4412億1002万円（4680億1478万円の94.2%）と最も多く、次いで、実証事業が計263億0188万円（同5.6%）等となっていた。

図表1-1-2 分類別の事業費（平成21年度～25年度）

（単位：百万円）

区分	平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	（構成比）
整備事業	68,078	125,753	90,337	77,945	79,094	441,210	(94.2%)
実証事業	2,673	9,007	1,573	59	12,988	26,301	(5.6%)
研究開発事業	11	38	123	85	244	502	(0.1%)
計	70,762	134,799	92,034	78,090	92,327	468,014	(100%)

そして、7府省等のうち、整備事業を最も多く実施しているのは経済産業省（事業費2602億2477万円。4412億1002万円の58.9%）、次いで、環境省（同734億0441万円。同16.6%）となっており、実証事業を最も多く実施しているのはNEDO（同127億7543万円。263億0188万円の48.5%）、次いで、経済産業省（同53億6636万円。同20.4%）となっていた。

(イ) 再エネ発電設備の種類別の導入費用

7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が7府省等の国庫補助金等を活用して21年度から25年度までの間に導入した再エネ発電設備の1kW当たりの導入費用を種類別についてみると、図表1-2のとおり、海洋温度差発電設備が797万円/kW、バイオマス発電設備が37万円/kW、風力発電設備が35万円/kW、太陽光発電設備が33万円/kW、水力発電設備が10万円/kW、地熱発電設備が2万円/kWとなっている。このように最も高価な発電設備は海洋温度差発電設備、一方、最も安価な発電設備は地熱発電設備、次いで水力発電設備となっていた。地熱発電設備及び水力発電設備は、第四次計画において、発電コストが低廉で、安定的に発電することができるベースロード電源として位置付けられている。

なお、対象となった海洋温度差発電設備は、1設備であり、地方公共団体が実証事業で導入したものである。

図表1-2 再エネ発電設備の種類別の導入費用

区分	設備数	設備容量 (kW) (A)	導入費用 (百万円) (B)	1kW当たりの導入費用 (万円/kW) (B/A)
太陽光（非住宅用） 注(1)	6,353	589,833	194,872	33
風力	104	107,518	37,720	35
水力 注(2)	105	268,660	27,230	10
バイオマス 注(3)	100	270,974	102,295	37
地熱	12	298,159	8,169	2
海洋温度差	1	50	398	797

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

(ウ) 7府省等における再エネ発電設備の導入状況

7府省等が、自ら又は委託者として、21年度から25年度までの間に導入した再エネ発電設備の種類別の導入状況についてみたところ、図表1-3のとおり、計47設備（設備容量計10,338kW、事業費計191億6199万円）となっていた。そして、種類別に設備数をみると、太陽光発電設備が計22設備（47設備の46.8%）と最も多くなっており、次いで水力発電設備が計13設備（同27.6%）等となっていた。また、設備容量についてみると、風力発電設備が計4,380kW（10,338kWの42.3%）、次いで水力発電設備が計3,499kW（同33.8%）等となっていた。

図表1-3 7府省等における再エネ発電設備の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	(構成比)
太陽光 (非住宅用) 注(1)	設備数	7	4	6	3	2	22	(46.8%)
	設備容量 (kW)	412	80	182	73	60	807	(7.8%)
	事業費 (百万円)	435	1,655	1,495	73	89	3,749	(19.5%)
風力	設備数	0	0	0	0	2	2	(4.2%)
	設備容量 (kW)	0	0	0	0	4,380	4,380	(42.3%)
	事業費 (百万円)	0	0	0	0	8,272	8,272	(43.1%)
水力 注(2)	設備数	1	3	2	4	3	13	(27.6%)
	設備容量 (kW)	0	76	2	239	3,182	3,499	(33.8%)
	事業費 (百万円)	7	286	96	496	4,113	5,000	(26.0%)
バイオマス 注(3)	設備数	5	0	0	0	4	9	(19.1%)
	設備容量 (kW)	616	0	0	0	820	1,436	(13.8%)
	事業費 (百万円)	429	0	0	0	1,094	1,524	(7.9%)
地熱	設備数	0	0	0	0	1	1	(2.1%)
	設備容量 (kW)	0	0	0	0	216	216	(2.0%)
	事業費 (百万円)	0	0	0	0	614	614	(3.2%)
計	設備数	13	7	8	7	12	47	(100%)
	設備容量 (kW)	1,028	156	184	312	8,658	10,338	(100%)
	事業費 (百万円)	872	1,942	1,591	570	14,185	19,161	(100%)

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

注(4) 府省等別については別表1を参照。

47設備のうち、実証事業で導入した設備が23設備と最も多くなっていて、その全てが環境省又はNEDOが実施した事業で導入した設備であった。また、整備事業で導入した設備が17設備となっていて、この内訳についてみると、農林水産省が実施した事業で導入した設備が9設備（太陽光発電設備5設備、水力発電設備4設備）、国土交通省が実施した事業で導入した設備が4設備（太陽光発電設備2設備、水力発電設備2設備）等となっていた。

整備事業のうち、農林水産省が実施した事業は、国営かんがい排水事業により整備された農業用排水施設におけるダムや水路等に包蔵される水力エネルギー等を、電気エネルギーとして有効に活用することにより、エネルギー事情に貢献するとともに、土地改良施設の維持管理費の節減を図り、農業生産性の向上に資することを目的として太陽光発電設備及び小水力発電設備を導入するなどしたものである。

また、国土交通省が実施した事業は、同省等が管理するダムを対象として、ダムの維持管理費の縮減を図ることを目的として、ダムからの放流水を活用したダム管理用水力発電設備を導入するなどしたものである。

(エ) 7府省等における再エネ熱利用設備の導入状況

7府省等が、自ら又は委託者として、21年度から25年度までの間に導入した再エ

ネ熱利用設備の種類別の導入状況についてみたところ、図表1-4のとおり、計39設備（設備容量計25,703,715k J/h、事業費計39億2351万円）となっていた。そして、種類別に設備数をみると、バイオマス熱利用設備が計29設備（39設備の74.3%）と最も多く、次いで地中熱利用設備が計6設備（同15.3%）、太陽熱利用設備が計3設備（同7.6%）等となっていた。また、設備容量についてみると、バイオマス熱利用設備が計24,336,592k J/h（25,703,715k J/hの94.6%）と最も多く、次いで太陽熱利用設備が計523,705k J/h（同2.0%）、地中熱利用設備が446,338k J/h（同1.7%）等となっていた。

図表1-4 7府省等における再エネ熱利用設備の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	
							(構成比)	
バイオマス熱	設備数	15	4	0	0	10	29	(74.3%)
	設備容量 (k J/h)	10,358,615	11,997,999	0	0	1,979,978	24,336,592	(94.6%)
	事業費 (百万円)	799	1,892	0	0	123	2,815	(71.7%)
雪氷熱	設備数	0	0	0	0	1	1	(2.5%)
	設備容量 (k J/h)	0	0	0	0	397,080	397,080	(1.5%)
	事業費 (百万円)	0	0	0	0	181	181	(4.6%)
太陽熱	設備数	2	0	0	0	1	3	(7.6%)
	設備容量 (k J/h)	26,905	0	0	0	496,800	523,705	(2.0%)
	事業費 (百万円)	269	0	0	0	187	457	(11.6%)
地中熱	設備数	0	6	0	0	0	6	(15.3%)
	設備容量 (k J/h)	0	446,338	0	0	0	446,338	(1.7%)
	事業費 (百万円)	0	469	0	0	0	469	(11.9%)
計	設備数	17	10	0	0	12	39	(100%)
	設備容量 (k J/h)	10,385,520	12,444,337	0	0	2,873,858	25,703,715	(100%)
	事業費 (百万円)	1,068	2,362	0	0	492	3,923	(100%)

(注) 府省等別については別表2を参照。

(オ) 国庫補助金等を活用した再エネ発電設備の導入状況

地方公共団体等が、21年度から25年度までの間に、国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備（以下「再エネ発電設備（補助）」という。）の種類別の導入状況についてみたところ、図表1-5-1のとおり、計6,628設備（設備容量計1,524,856kW、発電設備に係る国庫補助金等計1808億8557万円）となっていた。そして、種類別の設備数は、太陽光発電設備が計6,331設備（6,628設備の95.5%）とその大部分を占めていた。また、設備容量は、太陽光発電設備が計589,026kW（1,524,856kWの38.6%）となっており、次いで地熱発電設備が297,943kW（同19.5%）等となっていた。なお、経済産業省所管の補助事業である太陽光発電設備（住宅用）については、地方公共団体以外の者が補助金により住宅に導入するものであり、10kW未満の小規模な発電設備であるものの、導入された設備の数が膨大なものとなっていることなどから、図表1-5-1には含めておらず（カ）で後述する。

図表1-5-1 再エネ発電設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計 (構成比)	
太陽光 (非住宅用) 注(1)	設備数	1,138	2,982	573	588	1,050	6,331	(95.5%)
	設備容量 (kW)	43,564	432,513	68,267	14,530	30,150	589,026	(38.6%)
	発電設備の設置費 (百万円)	27,556	90,393	31,140	13,833	28,197	191,122	(54.3%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	16,106	60,854	14,820	6,567	16,967	115,316	(63.7%)
風力	設備数	42	14	27	5	14	102	(1.5%)
	設備容量 (kW)	58,504	560	39,662	57	4,355	103,138	(6.7%)
	発電設備の設置費 (百万円)	15,815	456	11,753	80	1,341	29,447	(8.3%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	4,942	220	4,624	17	1,200	11,006	(6.0%)
水力 注(2)	設備数	11	24	26	7	24	92	(1.3%)
	設備容量 (kW)	1,219	7,003	22,715	29,041	205,181	265,160	(17.3%)
	発電設備の設置費 (百万円)	1,330	3,654	9,202	3,601	4,440	22,230	(6.3%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	625	1,431	2,655	651	1,400	6,764	(3.7%)
バイオマス 注(3)	設備数	15	11	16	17	32	91	(1.3%)
	設備容量 (kW)	99,090	8,918	25,750	55,109	80,671	269,538	(17.6%)
	発電設備の設置費 (百万円)	33,487	6,960	17,392	23,105	19,825	100,770	(28.6%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	15,389	2,568	7,246	9,528	11,161	45,895	(25.3%)
地熱発電	設備数	0	2	1	3	5	11	(0.1%)
	設備容量 (kW)	0	30,100	28,800	49,000	190,043	297,943	(19.5%)
	発電設備の設置費 (百万円)	0	637	357	2,085	4,474	7,555	(2.1%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	0	117	71	399	915	1,503	(0.8%)
海洋温度差	設備数	0	0	0	0	1	1	(0.0%)
	設備容量 (kW)	0	0	0	0	50	50	(0.0%)
	発電設備の設置費 (百万円)	0	0	0	0	398	398	(0.1%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	0	0	0	0	398	398	(0.2%)
計	設備数	1,206	3,033	643	620	1,126	6,628	(100%)
	設備容量 (kW)	202,377	479,095	185,194	147,737	510,451	1,524,856	(100%)
	発電設備の設置費 (百万円)	78,189	102,102	69,847	42,706	58,678	351,525	(100%)
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	37,063	65,193	29,419	17,164	32,044	180,885	(100%)

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

注(4) 都道府県別については別表3を参照。

また、再エネ発電設備（補助）計6,628設備のうち、年間計画発電量が設定され、25年度の実績発電量が把握できる計4,407設備の発電の状況についてみたところ、図表1-5-2のとおり、25年度の年間計画発電量計2,587,665,601kWhに対する実績発電量計2,496,206,154kWhの割合は96.4%となっていた。これを設備別にみると、太陽光発電設備（4,209設備）は112.6%、水力発電設備（63設備）は100.6%などとなっていて、風力発電設備の75.9%を除いて、計画発電量に対する実績発電量の割合は90%以上となっていた。

一方、年間計画発電量に対する25年度の実績発電量の割合が50%以下であった設備が計123設備あり、このうち太陽光発電設備が82設備と大半を占めていた。これら82設備の年間計画発電量計1,661,510kWhに対する25年度の実績発電量計648,502kWhの割合は39.0%となっていた。

図表1-5-2 再エネ発電設備（補助）の発電の状況（平成25年度）

区分	対象設備数	計画発電量 (kWh/年) (A)	実績発電量 (kWh/年) (B)	計画比 (B)/(A)	うち割合 (B/A) が50%以下の設備			
					対象設備数	計画発電量 (kWh/年) (C)	実績発電量 (kWh/年) (D)	計画比 (D)/(C)
太陽光（非住宅用）	4,209	253,707,052	285,778,125	(112.6%)	82	1,661,510	648,501	(39.0%)
風力	78	264,250,118	200,815,160	(75.9%)	28	114,748,922	48,570,202	(42.3%)
水力	63	175,745,714	176,971,716	(100.6%)	10	15,480,973	1,136,915	(7.3%)
バイオマス	52	1,366,380,917	1,339,241,475	(98.0%)	3	912,180	41,537	(4.5%)
地熱	5	527,581,800	493,399,676	(93.5%)	0	0	0	(0.0%)
計	4,407	2,587,665,601	2,496,206,154	(96.4%)	123	132,803,586	50,397,156	(37.9%)

地方公共団体等が再エネ発電設備（補助）計6,628設備を導入した主な目的について設備の種類別にみたところ、図表1-6のとおり、導入目的を自家消費としている設備が計3,186設備（6,628設備の48.0%）と最も多くなっており、次いで教育としている設備が計2,371設備（同35.7%）となっていた。そして、導入目的を自家消費としている割合が最も多い設備はバイオマス発電設備（74.7%）となっており、教育としている割合が最も多い設備は太陽光発電設備（37.3%）となっていた。

また、6,628設備を、前記の整備事業、実証事業、研究開発事業に分類すると、整備事業が6,539設備（98.6%）、実証事業が80設備（1.2%）、研究開発事業が9設備（0.1%）となっていた。

そして、前記のとおり、再エネ発電設備（補助）の導入設備数の大部分を占めている太陽光発電設備計6,331設備についてその主たる導入目的をみたところ、自家消費3,065設備（6,331設備の48.4%）、教育2,366設備（同37.3%）、普及啓発320設備（同5.0%）、売電260設備（同4.1%）等となっていた。

図表1-6 再エネ発電設備（補助）の導入目的

区分		主たる導入目的							計
		自家消費	売電（電力会社等に売電するため）	教育（学校等において環境等の教育を行うため）	普及啓発（住民や事業者に対する普及啓発のため）	モデル・実証（モデル・実証事業で活用するため）	研究（研究開発で活用するため）	その他	
太陽光（非住宅用）	設備数	3,065	260	2,366	320	63	2	255	6,331
	（構成比）	（48.4%）	（4.1%）	（37.3%）	（5.0%）	（0.9%）	（0.0%）	（4.0%）	（100%）
風力	設備数	20	52	5	7	12	3	3	102
	（構成比）	（19.6%）	（50.9%）	（4.9%）	（6.8%）	（11.7%）	（2.9%）	（2.9%）	（100%）
水力	設備数	30	45	0	4	2	0	11	92
	（構成比）	（32.6%）	（48.9%）	（0.0%）	（4.3%）	（2.1%）	（0.0%）	（11.9%）	（100%）
バイオマス	設備数	68	12	0	0	2	4	5	91
	（構成比）	（74.7%）	（13.1%）	（0.0%）	（0.0%）	（2.1%）	（4.3%）	（5.4%）	（100%）
地熱	設備数	3	7	0	0	0	0	1	11
	（構成比）	（27.2%）	（63.6%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（9.0%）	（100%）
海洋温度差	設備数	0	0	0	0	1	0	0	1
	（構成比）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（100.0%）	（0.0%）	（0.0%）	（100%）
計	設備数	3,186	376	2,371	331	80	9	275	6,628
	（構成比）	（48.0%）	（5.6%）	（35.7%）	（4.9%）	（1.2%）	（0.1%）	（4.1%）	（100%）

（注） 1設備についての目的が複数ある場合は、主たるもの一つに整理している。

さらに、太陽光発電設備の主たる導入目的と導入場所との関係についてみると、図表1-7のとおり、学校に導入されている太陽光発電設備が計3,982設備（6,331設備の62.8%）と多数に上っており、その導入目的は、教育2,336設備、自家消費1,318設備となっているが、中には売電を主たる導入目的としている設備も150設備見受けられた。このように、学校に多数の太陽光発電設備が導入されているのは、地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を目的とする文部科学省の施策によるものである。また、このほかに、その他の公共施設（公民館等）に導入されている太陽光発電設備については、自家消費を主な導入目的としているなどの状況が見受けられた。

図表1-7 太陽光発電設備の導入目的と導入場所

区分		主たる導入目的別の設備数							計	
		自家消費	売電（電力会社等に売電するため）	教育（学校等において環境等の教育を行うため）	普及啓発（住民や事業者に対する普及啓発のため）	モデル・実証（モデル・実証事業で活用するため）	研究（研究開発で活用するため）	その他		
導入場所	学校	1,318	150	2,336	75	6	0	97	3,982	(62.8%)
	庁舎	295	3	2	59	5	1	42	407	(6.4%)
	ごみ処理施設	24	0	2	9	0	0	1	36	(0.5%)
	上下水道施設	71	4	0	2	0	0	3	80	(1.2%)
	その他の公共施設	596	24	21	99	9	1	66	816	(12.8%)
	民有地	727	72	4	68	36	0	41	948	(14.9%)
	公用地	34	7	1	8	7	0	5	62	(0.9%)
計		3,065	260	2,366	320	63	2	255	6,331	(100%)

（注） 1設備についての目的が複数ある場合は、主たるものの一つに整理している。

地方公共団体等が導入した再エネ発電設備（補助）計6,628設備により発電された電気について、その電気事業者への売電の状況をみたところ、図表1-8のとおり、売電を行っている設備は計3,051設備（6,628設備の46.0%）となっていた。また、この3,051設備のうち、発電した電気の全量を売電している設備は計342設備（同5.1%）、一部を売電している設備は2,709設備（同40.8%）となっていた。

図表1-8 再エネ発電設備（補助）により発電された電気の売電の状況

区分	売電を行っている設備数			売電を行っていない設備数	計
		発電した電気の全量を売電している設備数	発電した電気の一部を売電している設備数		
太陽光	2,893	250	2,643	3,438	6,331
風力	57	52	5	45	102
水力	53	31	22	39	92
バイオマス	40	1	39	51	91
地熱	8	8	0	3	11
海洋温度差	0	0	0	1	1
計	3,051	342	2,709	3,577	6,628
（構成比）	(46.0%)	(5.1%)	(40.8%)	(53.9%)	(100%)

（カ）経済産業省所管の国庫補助金を活用した太陽光発電設備（住宅用）の導入状況

経済産業省は、20年度から、京都議定書目標達成計画等で示されている太陽光発電の導入目標を達成するなどのため、住宅用太陽光発電システムの価格低下を促しつつ市場拡大を図ることを目的として「住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金交付要綱」（平成23・10・31財資第28号）等に基づき、国庫補助金

（住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金、住宅用太陽光発電導入支援復興対策基金造成事業費補助金等）を一般社団法人太陽光発電協会に交付し、同協会が国庫補助金を財源とした基金を造成してこれを活用することなどにより、太陽光発電設備（住宅用）の導入に対する支援を行っている。対象となる設備は、地方公共団体以外の者が住宅に導入する太陽光発電設備であり、10kW未満の小規模な発電設備であるものの、導入された設備数は膨大なものとなっている。20年度から25年度までの間に導入された太陽光発電設備（住宅用）の状況についてみたところ、図表1-9のとおり、設備数計1,091,724設備、設備容量計4,749,976kW、国庫補助事業実績額計2214億2663万円となっていた。年度別の導入状況についてみると、設備数及び設備容量は、ともに堅調に推移している。なお、同補助金は、行動計画において目指すとされた太陽光発電システムの価格の低減がおおむね達成されたことに伴い25年度末の申請受付をもって終了した。

図表1-9 経済産業省所管の国庫補助金を活用した太陽光発電設備（住宅用）の導入状況

区分		平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計
太陽光発電設備 （住宅用）	設備数	1,531	102,544	187,664	235,817	276,051	288,117	1,091,724
	設備容量（kW）	5,814	391,118	750,759	1,023,613	1,267,132	1,311,540	4,749,976
	国庫補助金交付額（百万円）	8,845	41,539	53,003	153,650	—	—	257,038
	国庫補助事業実績額（百万円）	8,285	17,989	54,659	51,942	51,543	37,006	221,426

（キ）国庫補助金等を活用した再エネ熱利用設備の導入状況等

地方公共団体等が、21年度から25年度までの間に、国庫補助金等を活用して導入した再エネ熱利用設備（以下「再エネ熱利用設備（補助）」という。）の導入状況についてみたところ、図表1-10のとおり、計1,122設備（設備容量計1,121,442,492k J/h、国庫補助金等交付額計509億0257万円）となっていた。そして、種類別の設備数は、バイオマス熱利用設備が663設備（1,122設備の59.0%）と最も多くなっており、次いで太陽熱利用設備が205設備（同18.2%）、地中熱利用設備が164設備（同14.6%）等となっていた。また、設備容量は、バイオマス熱利用設備が1,037,925,148k J/h（1,121,442,492k J/hの92.5%）と最も多く、次いで地中熱利用設備が38,022,965k J/h（同3.3%）、温泉熱利用設備が15,169,656k J/h（同1.3%）等となっていた。

図表1-10 再エネ熱利用設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）

区分		平成21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	計	
							(構成比)	
バイオマス熱	設備数	120	129	180	81	153	663	(59.0%)
	設備容量 (kJ/h)	112,141,788	134,977,293	322,650,105	327,888,058	140,267,904	1,037,925,148	(92.5%)
	事業費 (百万円)	32,860	18,907	14,573	20,430	137,766	224,537	(47.4%)
	うち国庫補助対象事業費	26,797	14,541	13,101	17,556	18,810	90,806	(66.9%)
	うち国庫補助金等交付額	11,949	7,527	7,081	6,616	4,754	37,930	(74.5%)
雪氷熱	設備数	3	3	2	3	5	16	(1.4%)
	設備容量 (kJ/h)	124,500	39,157	0	270,000	687,506	1,121,163	(0.0%)
	事業費 (百万円)	49	666	14	414	1,161	2,307	(0.4%)
	うち国庫補助対象事業費	49	468	132	1,074	1,886	1,886	(1.3%)
	うち国庫補助金等交付額	49	170	7	79	833	1,140	(2.2%)
温度差熱	設備数	7	0	4	2	2	15	(1.3%)
	設備容量 (kJ/h)	7,870,717	0	1,029,793	1,967,850	273,515	11,141,875	(0.9%)
	事業費 (百万円)	3,184	0	196	644	69	4,094	(0.8%)
	うち国庫補助対象事業費	2,155	0	189	630	65	3,040	(2.2%)
	うち国庫補助金等交付額	725	0	92	210	33	1,061	(2.0%)
太陽熱	設備数	25	36	37	48	59	205	(18.2%)
	設備容量 (kJ/h)	523,767	1,582,421	938,256	2,749,837	2,714,202	8,508,484	(0.7%)
	事業費 (百万円)	1,412	7,693	2,390	7,190	87,565	106,252	(22.4%)
	うち国庫補助対象事業費	1,282	2,722	2,073	2,183	9,240	17,502	(12.9%)
	うち国庫補助金等交付額	624	967	852	484	912	3,841	(7.5%)
空気熱	設備数	8	6	0	1	2	17	(1.5%)
	設備容量 (kJ/h)	3,906,000	4,473,000	0	780,000	394,200	9,553,200	(0.8%)
	事業費 (百万円)	249	644	0	47	28	969	(0.2%)
	うち国庫補助対象事業費	79	547	0	47	17	692	(0.5%)
	うち国庫補助金等交付額	26	350	0	23	13	413	(0.8%)
地中熱	設備数	11	14	32	35	72	164	(14.6%)
	設備容量 (kJ/h)	1,980,794	3,530,830	10,744,124	4,645,882	17,121,335	38,022,965	(3.3%)
	事業費 (百万円)	726	5,412	3,457	74,594	49,142	133,333	(28.1%)
	うち国庫補助対象事業費	410	3,017	1,855	8,516	6,015	19,816	(14.6%)
	うち国庫補助金等交付額	273	1,565	929	1,252	1,718	5,739	(11.2%)
温泉熱	設備数	10	4	9	7	12	42	(3.7%)
	設備容量 (kJ/h)	1,526	732,243	1,834,236	4,886,618	7,715,033	15,169,656	(1.3%)
	事業費 (百万円)	380	211	338	546	660	2,137	(0.4%)
	うち国庫補助対象事業費	356	207	319	448	579	1,911	(1.4%)
	うち国庫補助金等交付額	118	61	116	144	333	774	(1.5%)
計	設備数	184	192	264	177	305	1,122	(100%)
	設備容量 (kJ/h)	126,549,093	145,334,944	337,196,514	343,188,246	169,173,695	1,121,442,492	(100%)
	事業費 (百万円)	38,863	33,536	20,970	103,867	276,393	473,632	(100%)
	うち国庫補助対象事業費	31,132	21,504	17,672	29,543	35,803	135,656	(100%)
	うち国庫補助金等交付額	13,768	10,642	9,080	8,811	8,598	50,902	(100%)

(注) 都道府県別については別表4を参照。

地方公共団体等が上記の1,122設備を導入した主な目的について設備の種類別にみたところ、図表1-11のとおり、導入目的を自家消費としている設備が計957設備（1,122設備の85.2%）と最も多くなっており、次いで普及啓発としている設備が計89設備（同7.9%）等となっていた。

図表1-11 再エネ熱利用設備（補助）の導入目的

区分		主たる導入目的					計
		自家消費	教育（学校等において環境等の教育を行うため）	普及啓発（住民や事業者に対する普及啓発のため）	モデル・実証（モデル・実証事業で活用するため）	研究（研究開発で活用するため）	
バイオマス熱	設備数	557	4	64	37	1	663
	（構成比）	（84.0%）	（0.6%）	（9.6%）	（5.5%）	（0.1%）	（100%）
雪氷熱	設備数	8	1	3	4	0	16
	（構成比）	（50.0%）	（6.2%）	（18.7%）	（25.0%）	（0%）	（100%）
温度差熱	設備数	9	1	2	3	0	15
	（構成比）	（60.0%）	（6.6%）	（13.3%）	（20.0%）	（0%）	（100%）
太陽熱	設備数	182	8	13	2	0	205
	（構成比）	（88.7%）	（3.9%）	（6.3%）	（0.9%）	（0%）	（100%）
空気熱	設備数	17	0	0	0	0	17
	（構成比）	（100%）	（0%）	（0%）	（0%）	（0%）	（100%）
地中熱	設備数	144	8	7	5	0	164
	（構成比）	（87.8%）	（4.8%）	（4.2%）	（3.0%）	（0%）	（100%）
温泉熱	設備数	40	0	0	2	0	42
	（構成比）	（95.2%）	（0%）	（0%）	（4.7%）	（0%）	（100%）
計	設備数	957	22	89	53	1	1,122
	（構成比）	（85.2%）	（1.9%）	（7.9%）	（4.7%）	（0.0%）	（100%）

（注） 1設備についての目的が複数ある場合は、主たるものの一つに整理している。

イ 再生可能エネルギー設備の廃止及び休止の状況

（ア）再生可能エネルギー設備の廃止の状況

7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に規定される耐用年数内の設備（国の場合）又は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）に基づき定められる処分制限財産の処分制限期間内の設備（地方公共団体等の場合）を対象として、21年度から25年度までの間に廃止された設備についてみたところ、図表1-12のとおり、計8設備となっていた。そして、事業主体は、これらの設備はいずれも一定期間は稼働していたとしており、廃止の主な理由を、設備が破損したことなどとしている。

図表1-12 廃止された再エネ発電設備等

区分	所管省庁等	事業主体	設備数	設備容量(kW)	事業費(千円)	国庫補助金等交付額(千円)	事業開始年度	事業終了年度	処分制限期間	廃止年度	国庫補助金返還の有無	国庫補助金の返還額(千円)	廃止した理由
太陽光	経済産業省	石川県羽咋郡宝達志水町	1	10	12,600	6,300	16	16	15	23	有	2,224	設置施設(庁舎)の敷地及び建物売却に伴う取得財産の撤去
太陽光	経済産業省	宗教法人東光寺	1	13	7,287	3,107	16	16	15	25	無	—	火災により発電設備が焼失したため
風力	文部科学省	佐賀県	1	3	注(1) 30,345	注(2) 10,640	13	13	17	25	無	—	授業で使用する見込みがなくなったこと、設置している教室棟を耐震改修で改築することとなったため
風力	経済産業省及びNEDO	エコ・パワー株式会社	1	1,500	207,675	55,380	12	14	17	21	有	42,371	風車翼が停止不能となる事故の影響による、ナセル内各機器の損傷等のため
風力	NEDO	エコ・パワー株式会社	2	600×2	278,337	88,359	11	12	17	23	有	43,197	アンカーボルト折損事故のため
風力	NEDO	京都府	1	750	236,985	106,643	12	13	17	24	無	—	特異な地形による乱流により制御機が故障、運転不能のため
バイオマス熱	NEDO	(株)ベトロ二十一	1	—	148,163	41,600	19	20	15	24	有	17,204	事業主体が破産したため

注(1) 本件事業では、風力発電設備のほか、太陽光及び水力発電設備を導入しており、事業費はこれらの設備費の合計額である。

注(2) 風力、太陽光及び水力発電設備の設備費の合計額に対する国庫補助金等交付額である。

(イ) 再生可能エネルギー設備の休止の状況

7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して、21年度から25年度までの間に導入した設備のうち、26年3月末時点において休止している設備は、図表1-13のとおり、計41設備となっていた。そして、事業主体は、休止の主な理由を、故障の原因を調査中のため(16設備)、修理や部品等の調達に時間を要しているため(5設備)などとしている。また、これら41設備の中には、1年以上休止している設備が計8設備見受けられた。

図表1-13 休止している再エネ発電設備等

区分		休止している設備		休止している主な理由			再稼働の予定		
		うち1年以上 休止して いる設備		故障の原因 を調査中 のため	修理や部品 等の調達に 時間を要し ているため	その他	再稼働する 予定である	検討中であ る	再稼働しな い
太陽光	設備数	18	4	10	4	4	16	2	0
	設備容量 (kW)	317	100	126	112	79	258	59	0
	発電設備の設置費 (百万円)	488	106	195	214	78	437	50	0
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	255	37	111	104	39	230	25	0
風力	設備数	4	1	3	0	1	3	1	0
	設備容量 (kW)	2,041	1	2,040	0	1	2,040	1	0
	発電設備の設置費 (百万円)	649	9	639	0	9	639	9	0
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	256	4	252	0	4	252	4	0
バイオマス	設備数	1	0	0	1	0	1	0	0
	設備容量 (kW)	1,990	0	0	1,990	0	1,990	0	0
	発電設備の設置費 (百万円)	1,230	0	0	1,230	0	1,230	0	0
	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)	83	0	0	83	0	83	0	0
バイオマス熱	設備数	3	1	1	0	2	3	0	0
	設備容量 (kJ/h)	18,119	1,276	1,276	0	16,843	18,119	0	0
	事業費 (百万円)	42	33	33	0	9	42	0	0
	うち国庫補助金等交付額	18	14	14	0	4	18	0	0
太陽熱	設備数	5	1	1	0	4	4	1	0
	設備容量 (kJ/h)	5,824,955	836,800	164,155	0	5,660,800	5,660,800	164,155	0
	事業費 (百万円)	1,642	14	44	0	1,597	1,597	44	0
	うち国庫補助金等交付額	379	14	20	0	358	358	20	0
地中熱	設備数	10	1	1	0	9	9	1	0
	設備容量 (kJ/h)	1,726,433	117,352	81,000	0	1,645,433	1,609,081	117,352	0
	事業費 (百万円)	258	4	11	0	246	254	4	0
	うち国庫補助金等交付額	109	1	2	0	106	107	1	0
計	設備数	41	8	16	5	20	36	5	0

(注) 定期点検で休止している設備を除いている。

1年以上休止している設備の事例を示すと次のとおりである。

<事例1-1> 国庫補助事業により導入したペレット製造設備等が稼働を休止している事例

秋田県横手市は、平成22年度に、森林整備加速化・林業再生事業（林野庁所管）により、ペレット製造設備等（簡易木質ペレット製造機1台及び木質ペレット温風器4台）を事業費1491万円（国庫補助金同額）で導入している。同設備等は、製材工場から発生する端材等から木質バイオマス燃料を製造し利用するバイオマス熱利用設備であり、同市は、同設備等を貸し付けることにより、木質バイオマス事業の推進を図ることとしており、23年1月に、同設備等を秋田県南木材高度加工協同組合に貸し付けていた。 しかし、同組合の経営状況が悪化したことから、ペレット製造量は同年1月から3月までの累計で4m³に止まっており、利用計画の57m³/月を大きく下回っていた。そして、同組合は同年6月に操業を休止し、24年4月には破産手続を開始したことなどから、同市は、同年11月に同設備等の貸付けを解除した。このため、同設備等は稼働を休止している。 なお、同市によれば、貸付けの再開に向けて新たな貸付先を探しているとしている。
--

また、会計実地検査では、20年度以前に導入した設備の状況も確認するなどしており、以下の事例のとおり、20年度以前に国庫補助事業で導入した設備が休止しているものが見受けられた。

<事例1-2> 国庫補助事業により導入した風力発電設備が稼働を休止している事例

沖縄県は、平成10、11、13各年度に、畑地帯総合整備事業（担い手育成型）（農林水産省所管）の一環として、同県島尻郡南大東村幕上東地区において、発電した電気を売電することにより、かんがいに係る維持管理費を低減することを目的として、風力発電設備（250k

W、1基、処分制限期間17年間）を事業費3億7995万余円（うち国庫補助金2億8496万余円）で導入している。そして、同県は、12年度に同設備の稼働を開始した。

しかし、蓄電池が劣化したなどのため、同県は、18年5月に同設備の稼働を休止していた。そして、26年4月の会計実地検査時点においても、同設備は、ブレード等が分解されてタワ一近くに存置されていたり、設備全体にさびが発生したりしていて、今後の稼働も見込めない状況となっていた。

ウ 7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の重複等の状況

7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する国庫補助事業には、類似の事業が多数見受けられ、また、各国庫補助事業に関する情報は府省ごとに発信されている。このような状況について、地方公共団体に見解を徴したところ、これらの情報の把握や類似事業の比較分析等に相当の時間を要することなどから、いわゆる事業の縦割りによる弊害等について問題があるなどとしている。

そこで、前記のとおり、学校は、太陽光発電設備の導入場所として全導入数の約6割を占めていることから、21年度から25年度までの間に地方公共団体等が太陽光発電設備を学校に導入するに当たり活用した国庫補助金等の所管府省についてみたところ、図表1-14のとおり、5府省、計3,830設備（国庫補助金等交付額546億2445万円）となっており、その内訳は、文部科学省が3,506設備（同483億1522万円）、環境省が145設備（同28億9476万円）、内閣府が121設備（同27億2507万円）、経済産業省が46設備（同5億7099万円）、国土交通省が12設備（同1億1839万円）となっていた。

図表1-14 学校に導入された太陽光発電設備に係る国庫補助金等の所管府省（平成21年度～25年度）

区分	設備数	国庫補助金等交付額 (百万円)
内閣府	121	2,725
文部科学省	3,506	48,315
経済産業省	46	570
国土交通省	12	118
環境省	145	2,894
計	3,830	54,624

上記のように、地方公共団体等が学校に太陽光発電設備を導入した際に活用した国庫補助金等を所管する府省は5府省に上っている。また、各府省が実施する国庫補

助事業の目的は様々であり、例えば、文部科学省における目的は環境教育のため、環境省における目的は防災拠点の機能維持のためなどとなっている。

そして、太陽光発電設備を導入した地方公共団体によれば、上記のように各府省が異なる目的別に様々な国庫補助事業を用意していることは、選択の幅が広がるなどという面において歓迎するとしている。一方、国庫補助事業を所管する府省が複数にまたがることから各府省がどのような国庫補助事業を行っているのかについて情報収集が困難であることなどの問題点を指摘する地方公共団体も見受けられる。

エ 7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の相互連携

23年11月に実施された提言型政策仕分け（原子力・エネルギー等：省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の促進方策）において、省エネルギー、再生可能エネルギーの利用、低炭素化促進のための施策については、予算の概算要求前に、関係省庁の事業について事前の効果測定、重複排除、優先順位付け等の調整を行う仕組みを構築すべきとの提言がなされた。これを受けて、警察庁（26年度のみ）、総務省、文部科学省（25年度のみ）、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省は、25年度及び26年度予算の概算要求において「省エネ・再エネ関連事業調整会議」を設けるなどして、各省庁の事業の重複排除及び連携促進を図っている。

そして、25年度予算の概算要求において、経済産業省は、「省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金」について国土交通省と、また、「地域バイオディーゼル流通システム技術実証事業」について農林水産省と調整を行うなどして、計10事業について事業の重複を排除し、それぞれの事業の役割を明確にするなどして連携を図ったとしている。また、環境省は、「省エネ型データセンター構築・活用促進事業」について総務省と、「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業」について農林水産省と調整を行うなどして、計18事業について連携を図ったとしている。

この一例を示すと参考事例1-1のとおりである。

<参考事例1-1>再生可能エネルギーに関する事業の実施に当たり、環境省が農林水産省と連携を図っている事例

環境省は、平成25年度に農林水産省との連携事業として、地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（25年度エネルギー対策特別会計予算額5億円）を実施した。

同事業は、従来自家消費が主であったバイオガスを地域への熱供給等に活用して、環境負荷の少ない地域づくりを推進するモデルシステムを構築するもので、環境省が農林水産省における農山漁村に係る知見を活用することにより、農山漁村地域におけるエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制とこれらの地域の振興の相乗効果を期待して実施したものである。

そして、事業の実施に当たり、農林水産省は、環境省より同事業に関して会計機関の委任を受け、事業者の選定、事業費の支払等の同事業に係る事務を行い、25年度において2件の事業を実施した。

このほか、国における再生可能エネルギーに関する事業の相互連携を図る場としては、我が国全体の科学技術を俯瞰し、総合的・基本的な科学技術政策の企画立案及び総合調整を行うことを目的とした総合科学技術・イノベーション会議（26年4月以前は総合科学技術会議）、バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としたバイオマス活用推進会議がある。

(2) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の実施状況等

ア 再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要等

(ア) 再エネ法に基づく固定価格買取制度の概要

前記のとおり、23年に再生可能エネルギー源の利用を促進することとして、再エネ法が制定され、再エネ法に基づき、24年7月1日から、電気事業者が再エネ事業者から再エネ電気を買取ることを義務付けた固定価格買取制度が導入され実施されている。

電気事業者が再エネ電気の買取りに要する費用については、電気の利用者から、使用した電気に係る電気料金と併せて再エネ電気の供給の対価の一部として賦課金（以下「再エネ賦課金」という。）を徴収することにより賄うこととなっている。

また、国は、再エネ法に基づき、エネルギーの安定的かつ適切な供給の確保を図る観点から、基本計画が変更されるごと又は少なくとも3年ごとに、再エネ賦課金の負担が電気を事業で大量に使用する者に与える影響等を踏まえ、再エネ法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて固定価格買取制度に必要な措置を講ずるものとされている。

(イ) 再エネ電気の調達価格及び調達期間

再エネ法によれば、経済産業大臣は、毎年度、再エネ発電設備の区分、設置の形態及び規模ごとに調達価格及び調達期間（以下「調達価格等」という。）を定めることとされている。

調達価格は、再エネ発電設備による再エネ電気の供給を調達期間にわたり安定的に行うことを可能とする価格として、当該供給が効率的に実施される場合に通

常要すると認められる費用等を基礎とし、我が国における再エネ電気の供給量の状況、再エネ発電設備を用いて再エネ電気を供給しようとする者が受けるべき適正な利潤等を勘案して定めるものとされている。また、調達期間は、再エネ発電設備による再エネ電気の供給の開始から、その供給の開始後に行われる再エネ発電設備の重要な部分の更新の時までの標準的な期間を勘案して定めるものとされている。そして、経済産業大臣は、調達価格等を定めるに当たっては、調達価格^(注13)等算定委員会の意見を聴かなければならないこと及び再エネ賦課金の負担が電気の利用者に対して過重なものとならないよう配慮しなければならないこととされている。

そして、経済産業大臣は、再エネ法に基づき、24年度以降、毎年度調達価格等について定めて、これらを告示している（以下「調達告示」という。）。

また、調達告示によれば、再エネ法の施行日の前に発電を開始した再エネ発電設備に係る調達期間は、調達告示に規定する調達期間から、発電開始日から再エネ法の施行の日までの期間に相当する期間を除いた期間とするとされている。

経済産業大臣が定めて告示した調達価格等は、図表2-1のとおりとなっている。

図表2-1 調達告示における調達価格等

再エネ発電設備の区分	太陽光		風力			水力					バイオマス	地熱	
	10kW以上	10kW未満	20kW以上	20kW未満	洋上風力 (20kW以上)	1000kW以上～ 30000kW未満	200kW以上～ 1000kW未満	200kW未満	特定水力発電設備 ^{注(2)}		メタン発酵バイオガス、 固形燃料燃焼（リサイクル木材）等	1.5万kW以上	1.5万kW未満
									(200kW以上～ 1000kW未満)	(1000kW以上～ 30000kW未満)			
注(1) 平成24年度 調達価格	40円	42円等	22円	55円	—	24円	29円	34円	—	—	13円～39円	26円	40円
25年度 調達価格	36円	38円等	22円	55円	—	24円	29円	34円	—	—	13円～39円	26円	40円
26年度 調達価格	32円	37円等	22円	55円	36円	24円	29円	34円	21円	14円	13円～39円	26円	40円
調達期間	20年	10年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	20年	15年	15年

注(1) 平成24年7月1日から25年3月31日まで

注(2) 特定水力発電設備とは、水力発電設備のうち、水車及び発電機、変圧器、遮断機その他の電気設備の全部並びに水圧管路の全部若しくは一部のみを新設し、又は更新するもの

注(3) 10kW未満の太陽光発電設備以外の再エネ発電設備の調達価格は、本表の金額に消費税相当額を加えて得た額である。なお、消費税率は、平成24、25両年度については調達価格の5%、26年度については同8%である。

調達価格には、再エネ発電設備の建設価格が織り込まれている。また、通常よりも高い価格で売電を行うことにより再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で電気の利用者、最終的には国民の負担となる。これらのことなどを勘案して、再エネ発電設備に交付された補助金と売電による利益とが重複し、再エ

ネ事業者に対していわば二重の給付となることを回避する観点から、調達告示によれば、再エネ事業者が、固定価格買取制度の導入目的（再生可能エネルギー源の利用等の促進）と政策目的が重複する経済産業省所管の国庫補助金である地域新エネルギー等導入促進対策費補助金、新エネルギー等事業者支援対策費補助金、新エネルギー事業者支援対策費補助金及び中小水力・地熱発電開発費等補助金（以下、これらを合わせて「4補助金」という。）を活用して導入した再エネ発電設備で発電した電気については、調達価格から国庫補助金相当額を控除することとされている（図表2-2参照）。

図表2-2 調達価格から国庫補助金相当額を控除する算式

$$\text{調達価格} - \left(\frac{\text{国庫補助金の交付額}}{\frac{\text{当該設備の供給に係る再エネ電気の一年当たりの発電見込量}}{\text{当該設備に係る調達期間}}} \right)$$

（注13） 調達価格等算定委員会 再エネ法に基づき、調達価格等に関する事項について処理するために資源エネルギー庁に設置された組織

（ウ）再エネ賦課金の算定

前記のとおり、再エネ賦課金は、電気事業者により、再エネ電気の供給の対価の一部として、電気料金と併せて電気を使用する全ての者から徴収されている。そして、各電気事業者が供給する電気に占める再エネ電気の割合がそれぞれ異なることから、この不均衡を調整し、電気使用者への再エネ賦課金の負担を全国一律のものとするため、再エネ法に基づき、以下のように算定することとされている。

- ① 経済産業大臣は、固定価格買取制度に関する電気事業者間の費用負担の調整業務を実施するための機関（以下「調整機関」という。）を指定する。上記の調整業務は、経済産業省令で定める期間ごとに、電気事業者から、電気の使用から徴収した再エネ賦課金に相当する額を納付させたり（以下、この納付させる額を「納付金」という。）、また、電気事業者に対し、当該電気事業者が再エネ電気の調達に要した費用（以下「調達費用」という。）から当該電気事業者が再エネ電気の調達をしなかったとしたならば当該再エネ電気の量に相当する量の電気の発電等に要することとなる費用の額（以下「回避可能費用」という。）を控除した額及び政府が講ずる予算の措置に係

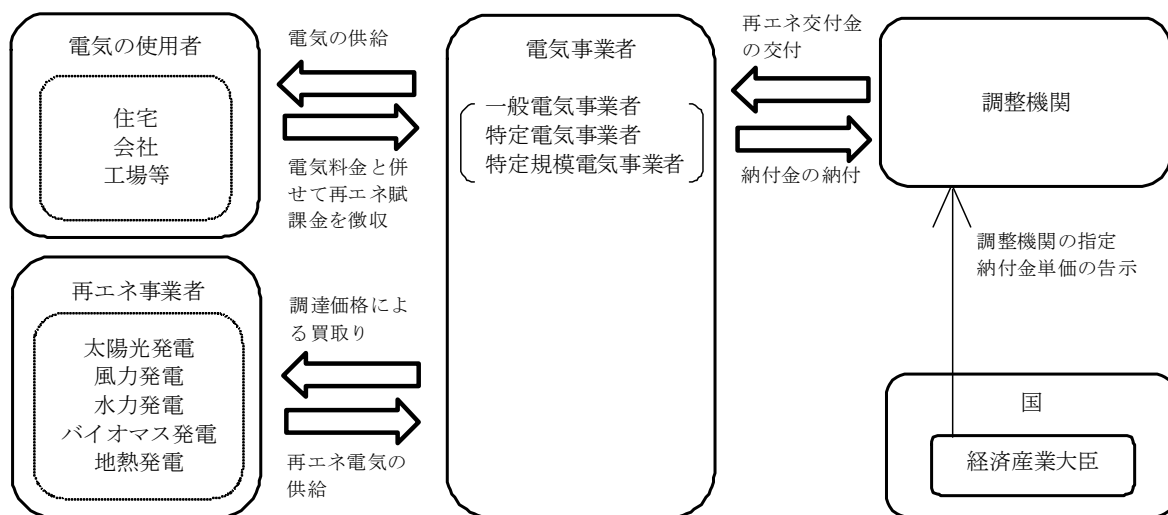
る資金をもって交付金を交付したりする（以下、この交付金を「再エネ交付金」という。）ものである。

② 経済産業大臣は、毎年度、当該年度の開始前に、当該年度において調整機関が全ての電気事業者に交付する再エネ交付金の見込額の合計額等を当該年度における全ての電気事業者が供給することが見込まれる電気の量の合計量で除して得た電気の1kWh当たりの額を基礎とするなどして納付金単価を定め、遅滞なくこれを告示する（以下、この告示を「納付金告示」という。）。

③ 電気事業者は、電気の利用者に対し、供給した電気の量に当該電気を供給した年度における納付金単価に相当する金額を乗じて得た額を再エネ賦課金として請求する。

すなわち、再エネ賦課金の額は、納付金単価に電気事業者が電気の利用者に供給した電気の量を乗じて得た額となる。再エネ賦課金と納付金及び再エネ交付金の関係は図表2-3のとおりとなっている。そして、経済産業大臣は調整機関に一般社団法人低炭素促進機構を指定し、上記の調整業務を行わせている。

図表2-3 再エネ賦課金と納付金及び再エネ交付金等の仕組み（概念図）



再エネ賦課金の算定式及び納付金単価は図表2-4のとおりとなっている。

図表2-4 再エネ賦課金の算定式及び納付金単価

$$\text{再エネ賦課金} = \left[\text{納付金告示の納付金単価} \times \text{電気事業者が電気の使用者に供給した電気の量} \right]$$

毎年度の納付金単価 平成24年度 0.22円/kWh
25年度 0.35円/kWh
26年度 0.75円/kWh

24、25両年度における国全体の再エネ賦課金、調整機関が納付させた納付金、調整機関が交付した再エネ交付金等の額は、図表2-5のとおり、電気事業者が電気の使用者から徴収した再エネ賦課金は24年度1174億円、25年度3031億円となっており、調整機関が電気事業者から納付させた納付金は24年度1118億円、25年度2881億円となっている。また、調達費用は24年度1782億円、25年度5791億円となっており、回避可能費用は24年度610億円、25年度1950億円となっていた。そして、調達費用から回避可能費用を控除した再エネ交付金の額は、24年度1172億円、25年度は3841億円となっていた。

なお、電気事業者が電気の使用者から電気料金を徴収する際には、上記の再エネ賦課金のほかに、太陽光発電の余剰電力買取制度に基づく太陽光発電促進付加金も併せて徴収している。

図表2-5 再エネ賦課金、納付金、再エネ交付金等の額

年度	再エネ賦課金	納付金	調達費用 (A)	回避可能費用 (B)	再エネ交付金 (A)－(B)
平成24年度	1174億円	1118億円	1782億円	610億円	1172億円
25年度	3031億円	2881億円	5791億円	1950億円	3841億円

注(1) 再エネ賦課金の額と納付金の額は、電気事業者が電気の使用者から再エネ賦課金を徴収する時期と調整機関が電気事業者から納付金を納付させる時期とが異なるなどのために、一致しない。

注(2) 再エネ交付金の額には、再エネ法に基づき政府が講ずる予算の措置に係る資金70億円（平成24年度）及び183億円（25年度）が含まれている。

(エ) 固定価格買取制度における認定状況等

再エネ事業者が固定価格買取制度に基づき、再エネ発電設備を設置して再エネ電気の売電を行うためには、経済産業大臣から、当該再エネ発電設備が、一定の基準等を満たしていることについての認定を受ける必要がある（以下、この基準等を「認定基準等」といい、認定を受けた設備を「認定設備」という。）。そして、主な認定基準等は、次のとおりとなっている。

- ① 再エネ発電設備について、調達期間にわたり安定的かつ効率的に再エネ電

気を発電することが可能であると見込まれるものであること

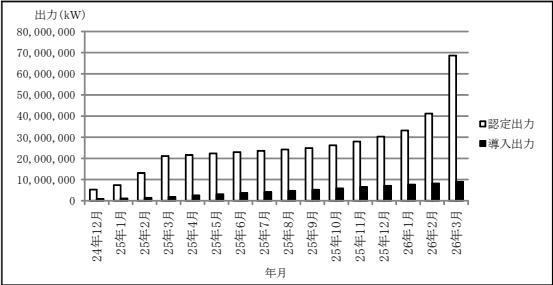
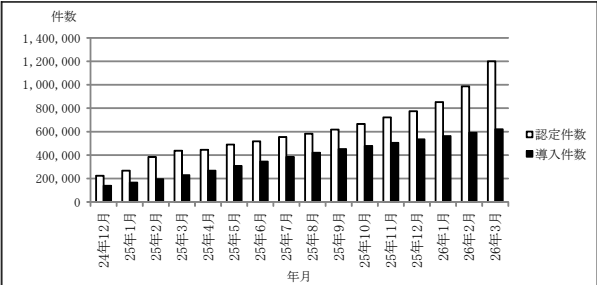
- ② 当該認定の申請に係る再エネ発電設備を設置する場所及び当該設備の仕様が決定していること
- ③ 風力発電設備であって、その出力が20kW未満のものであるときは、日本工業規格又はこれと同等の性能及び品質を有するものであることが確認できるものであること
- ④ 水力発電設備であるときは、当該水力発電設備に係る発電機の出力が30,000kW未満であること
- ⑤ R P S法による新エネルギー等発電設備の認定を受けたものでないこと

なお、余剰電力買取制度に基づく認定を受けた発電設備については、固定価格買取制度の認定を受けたものとみなされ、これらの発電設備は固定価格買取制度に移行している。

24年12月から26年3月までの間における認定設備の件数（以下「認定件数」という。）等の推移についてみたところ、図表2-6のとおりとなっていた。そして、26年3月末における認定件数は1,199,482件、このうち運転を開始した件数（以下「導入件数」という。）は619,701件となっており、これを24年12月末の件数と比べてみると、認定件数で5.3倍、導入件数で4.4倍に増加しており、26年3月末の認定件数に対する導入件数の割合は51.6%となっていた。また、26年3月末における認定設備の出力（以下「認定出力」という。）は68,641,620kW、このうち運転を開始した出力（以下「導入出力」という。）は8,953,520kWとなっており、これを24年12月末の出力と比べてみると、認定出力で13.1倍、導入出力で10.3倍に増加しており、26年3月末の認定出力に対する導入出力の割合は13.0%となっていた。

図表2-6 再エネ発電設備の認定等の推移（平成24年12月～26年3月）

年月		件数			出力		
		認定件数 (A)	導入件数 (B)	認定件数に対する 導入件数の割合 (B) / (A)	認定出力 (C)	導入出力 (D)	認定出力に対する 導入出力の割合 (D) / (C)
		(件)	(件)	(%)	(kW)	(kW)	(%)
平成24年	12月	224,534	138,309	61.5%	5,234,544	867,167	16.5%
25年	1月	268,083	165,956	61.9%	7,369,186	1,083,355	14.7%
	2月	384,510	194,371	50.5%	13,059,552	1,350,120	10.3%
	3月	437,991	228,444	52.1%	21,089,147	1,768,057	8.3%
	4月	446,125	267,630	59.9%	21,611,139	2,549,907	11.7%
	5月	489,946	307,891	62.8%	22,371,421	3,048,290	13.6%
	6月	517,797	344,682	66.5%	22,913,851	3,664,819	15.9%
	7月	554,115	383,748	69.2%	23,606,761	4,085,661	17.3%
	8月	582,228	420,903	72.2%	24,210,240	4,665,565	19.2%
	9月	617,482	450,845	73.0%	24,863,630	5,190,027	20.8%
	10月	666,253	478,041	71.7%	26,210,762	5,852,130	22.3%
	11月	721,510	504,672	69.9%	27,969,436	6,452,918	23.0%
	12月	774,451	534,377	69.0%	30,311,308	7,043,523	23.2%
26年	1月	851,455	562,278	66.0%	33,222,754	7,612,185	22.9%
	2月	986,001	590,505	59.8%	41,205,022	8,149,528	19.7%
	3月	1,199,482	619,701	51.6%	68,641,620	8,953,520	13.0%



（注） 件数及び出力は、当該月末までの累積数である。

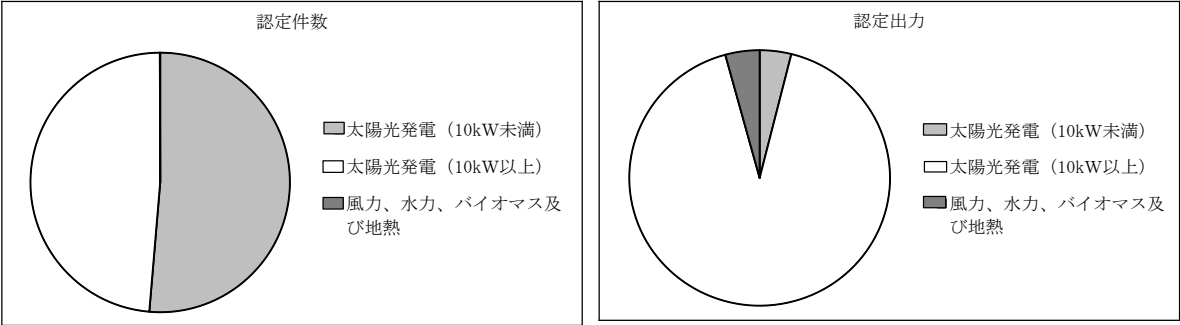
上記のように、固定価格買取制度の導入以降、認定件数及び認定出力は増加傾向にある。しかし、認定件数に対する導入件数の割合は6割前後で推移しており、認定出力に対する導入出力の割合は更に低調な状況となっていた。

そこで、26年3月末における種類別の認定設備の状況についてみたところ、10kW未満の太陽光発電設備を除く認定設備において、認定件数に対する導入件数の割合が30.1%から13.3%と低調となっており、認定出力に対する導入出力の割合は10.5%から1.0%と更に低調となっていた。そして、特に、認定件数が多数に上っている10kW以上の太陽光発電設備の認定件数に対する導入件数の割合は20.6%と低調となっており、また、認定出力に対する導入出力の割合は10.2%と更に低調になっていることが、再エネ発電設備全体の件数、出力における導入の割合を押し下げている要因となっていた（図表2-7-1及び2-7-2参照）。

図表2-7-1 再エネ発電設備の種類別の認定等の状況（平成26年3月末）

再エネ発電設備の区分		認定件数 (A) (件)	導入件数 (B) (件)	認定件数に対する導入 件数の割合 (B)／(A) (%)	認定出力 (C) (kW)	導入出力 (D) (kW)	認定出力に対する導入 出力の割合 (D)／(C) (%)
太陽光発電	10kW未満	615,798	499,123	81.0%	2,687,638	2,276,405	84.6%
	10kW以上	583,224	120,469	20.6%	63,037,677	6,439,482	10.2%
	うちメガソーラー (1000kW以上)	8,780	1,110	12.6%	37,509,142	2,126,114	5.6%
風力		116	20	17.2%	1,040,495	109,558	10.5%
水力		173	40	23.1%	297,689	5,603	1.8%
バイオマス		156	47	30.1%	1,564,530	122,333	7.8%
地熱		15	2	13.3%	13,591	140	1.0%
計		1,199,482	619,701	51.6%	68,641,620	8,953,520	13.0%

図表2-7-2 認定件数及び認定出力の再エネ発電設備の種類別内訳（平成26年3月末）



上記のような状況を踏まえ、経済産業省は、特段の理由なく認定設備の運転を開始しない事業者がいるとして、24年度中に認定を受けた運転開始前の400kW以上の太陽光発電設備計4,699件（これに係る認定出力1331万kW）について、認定基準等を踏まえて当該設備を設置する場所及び当該設備の仕様がそれぞれ土地の取得若しくは賃貸借又は発注により決定しているかなどについて再エネ法の報告規定に基づき調査し、26年2月にその結果を公表している（図表2-8参照）。この調査結果によれば、設置場所又は仕様のいずれかが未決定のもの、いずれも未決定のもの及び調査に対し未回答等のものがあり、その認定件数は計1,643件（4,699件の34.9%）、これらに係る認定出力は737万kW（1331万kWの55.3%）となっていた。そして、経済産業省によれば、これら1,643件の再エネ発電設備について、順次、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞を開始し、聴聞においても当該設備の設置場所及び仕様が未決定と認められた場合には、当該設備の認定を取り消すこととしている。

図表2-8 太陽光発電設備に関する調査結果

調査の区分		認定件数 (件)	認定出力 (kW)
運転開始済、土地の取得等及び設備の 発注等が決定しているなど		3,056	594万kW
(構成比)		(65.0%)	(44.6%)
運 転 未 開 始	設置場所又は仕様のいずれかが未 決定	784	258万kW
	(構成比)	(16.6%)	(19.3%)
未 回 答 等	設置場所及び仕様のいずれも未決 定	758	465万kW
	(構成比)	(16.1%)	(34.9%)
未回答等		101	15万kW
(構成比)		(2.1%)	(1.1%)
計		4,699	1331万kW
(構成比)		(100%)	(100%)

運転未開始及び未 回答等	
認定件数 (件)	認定出力 (kW)
1,643	737万kW
(34.9%)	(55.3%)

(注) 本表は経済産業省「太陽光発電設備に関する報告徴収の結果について」に基づき会計検査院で作成した。

イ 固定価格買取制度と国の負担等

認定設備の中には国庫補助金等を活用して導入された設備（以下「認定設備（補助）」という。）があり、調達告示により、認定設備（補助）のうち4補助金を活用して導入された設備については、調達価格から交付された国庫補助金相当額を控除することとされている。これは、経済産業省によれば、調達価格から控除の対象とする国庫補助金等は、固定価格買取制度の導入の際に存在していた国庫補助金等のうち、固定価格買取制度と政策目的が重複するものとし、全府省に対して確認を行った結果、4補助金のみが調達価格から控除される対象となったとしている。

そこで、認定設備（補助）を対象として、7府省等における認定設備（補助）に対する国庫補助金等の交付状況及び認定設備（補助）に対して交付された国庫補助金等の取扱状況について分析を行った。

(ア) 認定設備（補助）に対する国庫補助金等の交付状況

7府省等が認定設備（補助）の導入に対して交付した国庫補助金等の状況は、図表2-9のとおり、計853設備（認定出力計328,993kW）となっている。これを再エネ発電設備の種類別にみると、太陽光発電設備746設備（853設備の87.4%）、風力発電設備32設備（同3.7%）、水力発電設備39設備（同4.5%）及びバイオマス発電設備36設備（同4.2%）となっていて、その大部分が太陽光発電設備となっていた。そして、上記853設備の導入に対して交付された国庫補助金等の額は計592

億余円、このうち、バイオマス発電設備36設備に対して交付された国庫補助金等の額は計360億余円（592億余円の60.7%）となっていた。このように、設備数は太陽光発電設備が全体の大部分を占めているのに対して、国庫補助金等の額はバイオマス発電設備の方が大きくなっているのは、バイオマス発電設備の1設備当たりの発電出力が大きいことなどによる。

図表2-9 認定設備（補助）の導入に対して交付された国庫補助金等の状況

区分	認定設備数	(構成比)	認定出力 (kW)	発電設備の設置費 (百万円)	発電設備に係る国庫補助金等 (百万円)
太陽光	746	(87.4%)	40,978	26,904	13,512
風力	32	(3.7%)	59,613	16,299	5,720
水力	39	(4.5%)	14,320	9,003	4,050
バイオマス	36	(4.2%)	214,082	79,229	36,005
計	853	(100%)	328,993	131,436	59,288

7府省等が認定設備（補助）に対して交付した国庫補助金等を所管府省等別にみると、図表2-10のとおりであり、このうち最も設備数の多い太陽光発電設備746設備については、内閣府が29設備（746設備の3.8%）、文部科学省が539設備（同72.2%）、農林水産省が18設備（同2.4%）、経済産業省が25設備（同3.3%）、国土交通省が55設備（同7.3%）、環境省が80設備（同10.7%）となっていて、その大部分が文部科学省の国庫補助金等を活用したものとなっていた。

図表2-10 府省等別認定設備（補助）の国庫補助金等の状況

区分	再エネ発電設備の区分							認定設備に係る 国庫補助金等 (百万円)
	太陽光 (設備数)	風力 (設備数)	水力 (設備数)	バイオマス (設備数)	地熱 (設備数)	その他 (設備数)	計 (設備数)	
内閣府	29	0	1	0	0	0	30	1,089
文部科学省	539	0	0	0	0	0	539	5,472
農林水産省	18	0	4	5	0	0	27	3,799
経済産業省	25	32	29	0	0	0	86	12,130
国土交通省	55	0	1	3	0	0	59	2,071
環境省	80	0	2	28	0	0	110	34,524
NEDO	0	0	2	0	0	0	2	201
計	746	32	39	36	0	0	853	59,288

(イ) 認定設備（補助）に対して交付された国庫補助金等の取扱い

都道府県等が認定設備（補助）を導入する際に活用した国庫補助事業は、計41事業であった。そして、これらの国庫補助事業において認定設備（補助）に対する国庫補助金等の取扱いがどのようになっているかをみると、図表2-11のとおり、国庫補助金等の取扱いに関する規定がないものが17事業と最も多くなっていた。

一方、調達価格から当該国庫補助金等相当額を控除することとされている国庫補

助事業が4補助金の4事業あるほか、一部の国庫補助事業においては、国庫補助金等相当額を返還させていたり、認定設備（補助）に係る売電収入の用途を限定していたりするなどしていた。

上記取扱いの区分ごとに認定設備（補助）を分類すると、計853設備のうち、国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている設備は470設備（853設備の55.0％）、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない設備は169設備（同19.8％）、売電収入の用途を限定している設備は95設備（同11.1％）、固定価格買取制度の調達価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている設備は84設備（同9.8％）、自家消費分と売電分との割合で案分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている設備は26設備（同3.0％）、売電は補助事業の対象外であることから国庫補助金等を全額返還させることとしている設備は3設備（同0.3％）等となっていた。

国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている470設備は、文部科学省が当該補助事業の目的を勘案して国庫補助金等の取扱いをこのように定めており、その全てが同省所管の補助事業により導入されているものであった。

図表2-11 認定設備（補助）に対して交付された国庫補助金等の取扱状況

区分	認定設備（補助）		認定設備（補助）に対して交付された国庫補助金等の取扱状況													
			固定価格買取制度の調定価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている	自家消費分と売電分との割合で按分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている	売電は補助事業の対象外であることから国庫補助金等を全額返還させることとしている	国庫補助金等を返還しなくともよいこととしている	国庫補助金等の取扱いに関する規定がない	売電収入の使途を限定している	その他							
	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数	事業数	設備数		
内閣府	1	30	0	0	0	0	0	0	0	0	1	30	0	0	0	
文部科学省	7	539	0	0	0	0	1	1	4	470	2	68	0	0	0	
農林水産省	9	27	0	0	0	0	1	2	0	0	2	6	5	18	1	
経済産業省	6	86	4	82	0	0	0	0	0	0	2	4	0	0	0	
国土交通省	12	59	0	0	5	26	0	0	0	0	7	33	0	0	0	
環境省	6	110	0	0	0	0	0	0	0	0	3	28	1	77	2	
NEDO	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	41	853	4	84	5	26	2	3	4	470	17	169	6	95	3	

注(1) 各府省の事業別については別表5を参照。

注(2) NEDOの事業は、経済産業省の事業と重複しているため、事業数には計上していない。

固定価格買取制度の認定に当たり、補助金適正化法に基づき国庫補助金等を返還しているもの及び固定価格買取制度による売電収入について用途を限定しているもの並びに、国庫補助金等の取扱いに関する規定がなく国庫補助金等を返還することとはなっていないもの及び国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしているものの事例を示すと、次のとおりである。

＜参考事例2-1-1＞補助金適正化法に基づき、国庫補助金を一部返還している事例

国土交通省は、再エネ法の施行を受けて、平成24年9月に「再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について」を都道府県等に通知している。同通知によれば、売電は当初の国庫補助金等の交付目的を逸脱していることから、売電の用に供する発電施設が処分制限期間内である場合は、当該発電施設の整備に係る国庫補助金等交付額のうち残存価額を国庫返納することが必要であるとしている。

このため、神奈川県横浜市は、同通知に基づき、同市の下水道センターの消化ガス発電設備（事業費23億6394万余円（うち国庫補助金12億9969万余円））は、発電開始から固定価格買取制度における認定までに3年を経過していて、同発電設備の処分制限期間が7年間であるため残存期間は4年であること、同発電設備による発電量のうち固定価格買取制度により余剰売電している割合は34%であることなどに基づき、国庫補助金返還額を算出するなどして、25年2月に、補助金適正化法に基づき同省に2億4915万余円を返還していた。

＜参考事例2-1-2＞売電収入の用途を限定している事例

環境省は、地域における再生可能エネルギー等の地域資源を活用した災害に強い自立・分散型エネルギーシステムの導入等を支援するため、平成23年度に再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金（グリーンニューディール基金）事業を創設し、24、25両年度も同様の事業を実施している（24、25両年度の事業名は再生可能エネルギー等導入推進基金事業。以下、これらの事業を「基金事業」という。）。

基金事業は、地方公共団体に基金を造成し、地方公共団体が基金を活用することにより地域における再生可能エネルギーの導入等を図るものである。

環境省が24年5月に作成した「基金事業の取扱いについて」などによれば、基金事業を活用して導入した再エネ発電設備で発電した電力を売電するに当たり、再エネ事業者の初期費用を勘案して高価格での買取義務が定められている固定価格買取制度を活用することはできないが、電気事業者との個別契約において価格等を決定し、売電することは可能とすることとされている。ただし、この売電収入は、当該収入を管理するための基金を別途設置し、再生可能エネルギーの導入支援等の目的以外に使用してはならないとして売電収入の用途を限定していた。

＜参考事例2-2-1＞固定価格買取制度の適用に当たり、国庫補助金の取扱いに関する規定がなく国庫補助金を返還することとはなっていない事例

福島県会津若松市所在の株式会社グリーン発電会津は、固定価格買取制度開始前の平成22、23両年度に、農林水産省所管の資源循環型地域活力向上対策事業により、未利用材バイオマス等を活用したバイオマス発電設備（設備容量5,700kW）を事業費20億1414万余円（うち国庫補助金9億5911万余円）で整備している。同発電設備は、24年7月に稼働を開始し、同年8月に経済産業省より固定価格買取制度の設備認定を受けている。

同事業は固定価格買取制度開始以前の23年度に終了していることから、実施要綱等には固定価格買取制度における国庫補助金の取扱いに関する規定はない。また、同事業の目的は、地域資源の活用による地域の活性化であり、固定価格買取制度の目的（再生可能エネルギー源の利用等の促進）とは異なっていることから、4補助金のように調達価格から国庫補助金相当額を控除することとはなっておらず、同会社は、設備認定に当たり、経済産業省から上記の取扱いなどについて確認を得ている。そして、農林水産省は、これらのことから、固定価格買取制度の

適用を受けて売電を行う場合でも国庫補助金の返還を求めるとはならないとしている。

＜参考事例2-2-2＞ 固定価格買取制度の適用に当たり、国庫補助金を返還しなくてもよいこととしている事例

文部科学省所管の公立学校施設整備費負担金は、公立の義務教育諸学校等の施設の整備を促進するため、公立の義務教育諸学校の建築に要する経費について国がその一部を負担するものである。そして、同負担金を活用して再エネ発電設備を導入した地方公共団体のうち多くの地方公共団体において、発電した電力は自家消費することを基本としているものの、一部の地方公共団体においては、固定価格買取制度の設備認定を受けて発電した電力を調達価格で売電し、売電収入を地方公共団体の一般財源として繰り入れていた。

本件負担金の目的は、固定価格買取制度の目的（再生可能エネルギー源の利用等の促進）とは異なっていることから、4補助金のように調達価格から負担金相当額を控除することとはなっていない。また、文部科学省によれば、発電量が小規模であること及び公立学校に設置されるなど公共性の高いものであることから、固定価格買取制度の適用を受けて売電を行う場合でも負担金を返還しなくてもよいとしている。

以上のとおり、認定設備（補助）を導入する際に活用した国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている国庫補助事業が多数あり、これに係る認定設備（補助）639設備については、当該国庫補助金等の交付目的が固定価格買取制度の導入目的（再生可能エネルギー源の利用等の促進）とは異なっていることなどを理由に、調達価格から国庫補助金等相当額を控除せずに売電が行われていたり、国庫補助金等が返還されていなかったりしていた。

しかし、前記のとおり、固定価格買取制度における調達価格には再エネ発電設備の建設価格が織り込まれており、また、通常よりも高い価格で売電を行うことにより、再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で最終的に国民の負担となるものであることから、再エネ発電設備の導入に国庫補助金等を活用するとともに、固定価格買取制度に基づき売電を行う場合は、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認していく必要がある。

(ウ) 減免措置の実施状況

前記のとおり、再エネ法に基づき、電気の利用者は、電気事業者に対して電気料金と併せて再エネ賦課金を支払わなければならないこととされている。しかし、再エネ賦課金の負担が電気の利用者である事業者の事業活動の継続に与える影響を特に配慮する必要があることから、特例として再エネ賦課金の減免措置（以下「減免

措置」という。)が設けられている。減免措置の適用に関して、経済産業大臣は、再エネ法に基づき、毎年度、当該年度の開始前に、経済産業省令で定めるところにより、下記の適用条件を満たす事業者からの申請を受けたときに、年間の当該事業に係る電気使用量が100万kWhを超える事業所を、減免措置の対象事業所として認定している。

- ① 当該事業が製造業に属するものである場合にあっては、製造業に係る電気の
(注14)
使用に係る原単位の平均の8倍を超える事業の事業者
- ② 当該事業が製造業以外の業種に属するものである場合にあっては、製造業以外
の業種に係る電気の使用に係る原単位の平均の政令で定める倍数(14倍)を
超える事業の事業者

(注14) 原単位 売上高千円当たりの電気事業者から供給を受けた電気使用量
(kWh/千円)

また、減免措置における減免額は、再エネ法に基づき、政府が講ずる予算の措置に係る資金をもって補填することとされており、その補填額は、再エネ賦課金から当該事業の電気の使用に係る原単位に応じて100分の80を乗じて得た額とされている。このため、経済産業省は、調整機関に対して再生可能エネルギー固定価格買取制度施行事業費補助金(以下「減免補助金」という。)を交付しており、調整機関は、同省から交付された減免補助金を財源の一部として、電気事業者に対して再エネ交付金を交付している。減免補助金の対象事業者及び同省が調整機関に交付した減免補助金は、図表2-12のとおり、24年度855事業者、70億円、25年度1,031事業者、183億8180万円となっていた。また、減免措置の対象事業者は、24年度から25年度にかけて1.20倍となっており、調整機関への減免補助金の交付額は、24年度から25年度にかけて2.62倍となっていた。

図表2-12 減免補助金の対象事業者及び調整機関への減免補助金交付額(平成24、25両年度)

年度	減免補助金の対象事業者		調整機関への減免補助金の交付額		(参考) 再エネ賦課金の 納付金単価 (円/kWh)
	(事業者)	24年度比 (倍)	(百万円)	24年度比 (倍)	
平成24年度	855	—	7,000	—	0.22
25年度	1,031	1.20	18,381	2.62	0.35
26年度(参考)	1,015	1.18	29,000	4.14	0.75

このように、減免補助金の対象事業者の増加率よりも減免補助金の交付額の増

加率が大きくなっているのは、納付金告示により定められた納付金単価が24年度から25年度にかけて1.59倍に増加していることに伴い、再エネ賦課金が増加し、これに伴い減免措置の対象となる再エネ賦課金も増加したことが主な要因と考えられる。

そして、第四次計画において、「再生可能エネルギーは、2013年から3年程度、導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とされていることなどから、固定価格買取制度を活用して設置する再エネ発電設備は今後ますます増加していくことが見込まれており、現在の減免措置の適用条件等が継続した場合、減免補助金も同様に増加していくこととなる。

(3) 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定等

ア 再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定状況

エネルギー基本法によれば、地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされている。そして、前記のように、地方公共団体は、エネルギー基本法に基づく施策を実施するなどのため、国庫補助金等を活用して再生可能エネルギー設備を多数導入しており、交付された国庫補助金等の額も多額に上っている。

一方、温対法によれば、都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画（事務事業編）」という。）を策定するものとされている。また、都道府県並びに政令指定都市、中核市及び特例市（以下、政令指定都市、中核市及び特例市を「指定都市等」という。）については、地方公共団体実行計画（事務事業編）のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として、太陽光、風力その他の化石燃料以外のエネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項等についても地方公共団体実行計画に定める（以下、当該部分を「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）ものとされている。

また、環境基本法によれば、地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全

に関し、国の施策に準じた施策等を策定し、及び実施する責務を有するとされている。このため、多くの地方公共団体は、国の環境基本計画に準じ、その区域における環境保全施策の基本となる計画（以下「地方公共団体環境基本計画」という。）を策定している。そして、第四次環境基本計画において、地方公共団体に期待される役割として、地域資源をいかした再生可能エネルギー等の導入を実施することが示されていることから、一部の地方公共団体環境基本計画には、再生可能エネルギーの導入に関する事項等が定められている。

このように、地方公共団体は、国の施策に準ずるなどして、地方公共団体実行計画（事務事業編）、地方公共団体実行計画（区域施策編）、地方公共団体環境基本計画等において、自ら再生可能エネルギーの導入等に関する事項を盛り込んで策定することが期待されている（以下、再生可能エネルギーの導入等に関する事項を盛り込んで策定された地方公共団体実行計画等を「再エネ導入促進計画」という。）。

したがって、地方公共団体が適切な再エネ導入促進計画を策定することは、国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備を効率的に活用して、国の施策に準じた施策を講じ、その区域の実情に応じた施策を実施していくことなどを確保する上で重要な第一歩となるものである。

そこで、検査を実施した44都道府県及び1,615市町村（市町村を指定都市等、指定都市等以外の市、町村に区分して分析している場合、特別区は指定都市等以外の市に含む。以下同じ。）、計1,659団体における再エネ導入促進計画の策定状況等について見たところ、図表3-1のとおり、再エネ導入促進計画を策定している地方公共団体は、966団体（1,659団体の58.2%）となっていた。しかし、残りの693団体（同41.7%）は、再エネ導入促進計画を特段策定しておらず、特に町村の半数以上が再エネ導入促進計画を策定していない状況となっていた。また、966団体が策定した再エネ導入促進計画における再生可能エネルギーの導入目標の設定状況について見たところ、目標年度や目標数値を具体的に設定するなど定量的な導入目標を設定している地方公共団体が466団体となっていた一方で、できるだけ早い時期に可能な限り再生可能エネルギーの導入を図るというように、定性的な導入目標だけを設定している地方公共団体が500団体となっていた。

図表3-1 再エネ導入促進計画の策定状況等

区分	団体数 (A)	再エネ導入促進計画を策定している団体数 (B)	再エネ導入促進計画の策定状況						定性的な導入目標を設定している団体数	再エネ導入促進計画を策定していない団体数 (C)	(C)/(A)
			(B)/(A)	定量的な導入目標を設定している団体数	地方公共団体実行計画(事務事業編)	地方公共団体実行計画(区域施策編)	地方公共団体環境基本計画	その他の計画			
都道府県数	44	43	(97.7%)	37	0	6	5	26	6	1	(2.2%)
市町村数	1,615	923	(57.1%)	429	47	58	131	193	494	692	(42.8%)
指定都市等	98	93	(94.8%)	57	2	19	15	21	36	5	(5.1%)
指定都市等以外の市	675	479	(70.9%)	215	11	34	91	79	264	196	(29.0%)
町村	842	351	(41.6%)	157	34	5	25	93	194	491	(58.3%)
計	1,659	966	(58.2%)	466	47	64	136	219	500	693	(41.7%)

注(1) 策定した計画が複数ある場合は、最も早期に具体的な数値目標を設定した計画により集計している。

注(2) 都道府県別については別表6を参照。

このほか、再生可能エネルギーの導入を推進するために体制を整備することとして、条例等を制定して再生可能エネルギーの導入促進を図っている地方公共団体が250団体見受けられた。

そして、地方公共団体が再エネ導入促進計画に基づく施策を着実に実施していくためには、設定した目標に対する達成状況を検証し、達成度を勘案して施策や目標の見直しをすることなどが重要である。

そこで、再エネ導入促進計画において、定量的な導入目標を設定している前記の466団体における導入目標に対する達成状況の検証の実施状況等についてみたところ、図表3-2のとおり、検証の実施を規定している地方公共団体は、312団体（466団体の66.9%）となっていた。検証の実施状況についてみると、計画期間の終了年度又は計画期間中の中間年度等において、約半数の164団体（312団体の52.5%）が検証を実施していた。

図表3-2 再エネ導入促進計画の目標に対する達成状況の検証の実施状況等

区分	定量的な導入目標を設定している団体数 (A)	再エネ導入促進計画の目標に対する達成状況の検証の実施状況等					
		検証の実施を規定している団体数 (B)		検証を実施している団体数 (C)		検証を実施していない団体数	検証の実施を規定していない団体数
		(B)	(B)/(A)	(C)	(C)/(B)		
都道府県数	37	34	(91.8%)	22	(64.7%)	12	3
市町村数	429	278	(64.8%)	142	(51.0%)	136	151
指定都市等	57	50	(87.7%)	29	(58.0%)	21	7
指定都市等以外の市	215	151	(70.2%)	84	(55.6%)	67	64
町村	157	77	(49.0%)	29	(37.6%)	48	80
計	466	312	(66.9%)	164	(52.5%)	148	154

また、再エネ導入促進計画を策定していない前記の693団体について、その理由をみたところ、図表3-3のとおり、再エネ導入促進計画を策定したいが、職員が少なく他の業務を優先させる必要があるため、策定していないとしている地方公共団体が514団体（693団体の74.1%）と最多数を占めるなどの状況となっていた。また、一部の地方公共団体は、長期的なエネルギー需給動向や送電網の整備等について不確定要素があるため、再生可能エネルギーの導入事業の採算性を考えると、計画を策定することに消極的となるとしていた。

図表3-3 再エネ導入促進計画を策定していない理由

区分	再エネ導入促進計画を策定していない団体数 (A)	再エネ導入促進計画を策定していない理由				
		計画を策定したいが、職員が少なく他の業務を優先させる必要があるため (B)	(B)/(A)	目標を設定したいが、管内の資源の潜在的な存在量が不明なため、先ずこの調査を行う必要があるため	国のエネルギー基本計画の改定内容を見て設定する予定であるため	その他
都道府県数	1	0	(0%)	0	1	0
市町村数	692	514	(74.2%)	73	23	82
指定都市等	5	2	(40.0%)	0	2	1
指定都市等以外の市	196	119	(60.7%)	31	10	36
町村	491	393	(80.0%)	42	11	45
計	693	514	(74.1%)	73	24	82

イ 第四次計画への対応方針

前記のとおり、地方公共団体は、エネルギー基本法において、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずる責務を有するとされている。

そこで、26年3月末時点において、同年4月に第四次計画が策定される予定となっていることを踏まえて、前記の1,659団体が、再エネ導入促進計画を見直したり、新規に再エネ導入促進計画を策定したりするといった何らかの対応を行うことを予定しているのかどうかについてみたところ、図表3-4のとおり、従来の再エネ導入促進計画を見直したり、新規に策定したりする予定はないとしている地方公共団体が、982団体（1,659団体の59.1%）となっていた。また、新規に計画を策定したり、既存の計画を見直したりすることなどを予定している地方公共団体は、677団体（同40.8%）にとどまっていた。

図表3-4 第四次計画への対応方針

区分	団体数 (A)	再エネ導入 促進計画への 対応予定 あり (B)	(B) / (A)	新規に計画 を策定する 予定	既存の計画 の見直しを 行う予定	計画の策定 又は見直し について検 討する予定	再エネ導入 促進計画への 対応予定 なし (C)	(C) / (A)
都道府県数	44	23	(52.2%)	2	7	14	21	(47.7%)
市町村数	1,615	654	(40.4%)	29	54	571	961	(59.5%)
指定都市等	98	58	(59.1%)	4	10	44	40	(40.8%)
指定都市等以外の市	675	328	(48.5%)	17	33	278	347	(51.4%)
町村	842	268	(31.8%)	8	11	249	574	(68.1%)
計	1,659	677	(40.8%)	31	61	585	982	(59.1%)

ウ 再生可能エネルギーに関する地方公共団体の独自の取組

地方公共団体は、地方公共団体実行計画（事務事業編）等に規定している温室効果ガスの削減目標を達成するなどのために、地方公共団体が所有する施設において太陽光発電設備を率先して導入している。また、このほかに、①太陽光発電設備の導入促進の一環として、地方公共団体が所有する施設の屋根等又は土地を発電事業者に貸与して太陽光発電設備を設置させる事業（以下、屋根等を貸与する事業を「屋根貸与事業」、土地を貸与する事業を「土地貸与事業」という。）、②屋根等の貸与、又は土地の貸与を希望する民間団体等と発電事業を行うことを希望する発電事業者とを公募するなどして、両者が協議する機会を設けることなどにより再生可能エネルギー設備の導入を促進する事業（以下「マッチング事業」という。）、③地方公共団体等が主体となり、地域住民からファンド出資、寄附等により資金を調達して風力発電設備、太陽光発電設備等を設置し、発電した電力を売電することにより得られた収益を出資者に還元する事業（以下「住民参加型事業」という。）を行っている地方公共団体も見受けられる。

地方公共団体によるこれらの取組の実施状況は、図表3-5のとおり、前記1,659団体のうち、屋根貸与事業を実施している地方公共団体は110団体、土地貸与事業を実施している地方公共団体は280団体（参考事例3-1参照）、マッチング事業を実施している地方公共団体は88団体（参考事例3-2参照）、住民参加型事業を実施している地方公共団体は47団体となっていた。そして、この中には、屋根貸与事業、土地貸与事業及びマッチング事業の3事業をいずれも実施している地方公共団体が13団体見受けられた。また、上記の各事業を実施している地方公共団体の再エネ導入促進計画の策定状況についてみたところ、屋根貸与事業を実施している110団体のうちの94団体（85.

4%)、土地貸与事業を実施している280団体のうちの201団体（71.7%）、マッチング事業を実施している88団体のうちの74団体（84.0%）、住民参加型事業を実施している47団体のうちの40団体（85.1%）が、それぞれ再エネ導入促進計画を策定しており、1,659団体の策定率58.2%を上回っていて、これらの地方公共団体における再生可能エネルギーの導入促進に対する意識の高さがうかがえる。

図表3-5 地方公共団体による取組の実施状況

区分	団体数	屋根貸与事業			土地貸与事業			マッチング事業			住民参加型事業		
		実施している	実施予定である	実施していない	実施している	実施予定である	実施していない	実施している	実施予定である	実施していない	実施している	実施予定である	実施していない
都道府県数	44	15	7	22	30	0	14	25	1	18	6	3	35
市町村数	1,615	95	138	1,382	250	162	1,203	63	53	1,499	41	71	1,503
計	1,659	110	145	1,404	280	162	1,217	88	54	1,517	47	74	1,538

土地貸与事業又はマッチング事業を実施している地方公共団体の事例を示すと次のとおりである。

<参考事例3-1> 一般廃棄物の最終処分場の跡地を太陽光発電設備の導入に供している事例

愛知県豊橋市は、平成23年の再エネ法の成立を契機として、土壌を掘削することが難しいことなどから未利用地となっていた一般廃棄物の最終処分場の跡地を、メガソーラーの設置場所として有効活用することとした。そして、メガソーラー発電所設置に関する企画提案を募集し、24年5月に、最優秀提案者と処分場跡地の有償貸付けに関する協定を締結している。協定締結後、同発電所は、25年3月に稼働を開始している。

<参考事例3-2> 太陽光発電設備の候補地を発電事業者に仲介している事例

熊本県は、民間又は市町村の力を最大限に生かした再生可能エネルギーの導入を促進するため、管内市町村からメガソーラー発電設備を設置するための候補地についての情報提供を受け、平成23年12月以降に候補地を随時公表し、発電事業者に仲介するなどしている。そして、この取組により、26年3月末現在において、メガソーラーの立地協定を締結した51か所のうち36か所の計71,485kWの太陽光発電設備が稼働しているなどしており、その導入が進んでいる。

エ 地域における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点等

(ア) 地域における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点

再エネ法は、再生可能エネルギーの導入拡大が地域の活性化に寄与することを目的の一つとしている。また、地方公共団体は、地域における雇用創出、産業の育成、地球温暖化対策等に係る施策として、再生可能エネルギーの導入拡大策を

推進するなどしている。一方、会計実地検査を実施した一部の地方公共団体によれば、再生可能エネルギーの導入拡大に関して、国の助成制度、地形、気候、電力会社の系統規模等に起因する様々な問題点を抱えているとしている。

そこで、地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点について、44都道府県及び19政令指定都市、計63団体から意見を聴取したところ、図表3-6のとおり、多種多様な内容となっている。このうち、国庫補助事業に関する問題点が数多く挙げられており、中でも「再生可能エネルギーに係る様々な国庫補助メニューを一本化あるいは交付金化できないか。」など補助金・財政支援に関する項目が68件と最も多くなっている。また、「国の補助事業の所管が複数にまたがることから情報収集が困難である。」など情報開示に関する問題点等が挙げられている。

そして、エネルギー基本法によれば、国はエネルギーの需給に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、また、国及び地方公共団体は、エネルギーの需給に関し、相互に、その果たす役割を理解し、協力するものとするとしている。したがって、国においてエネルギーの需給に関する施策を総合的に策定・実施するためには、地方公共団体が抱える再生可能エネルギーに関する上記のような問題点について、地方公共団体と協力するなどして情報収集することが必要となる。

図表3-6 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点

区 分	項 目	意 見 の 具 体 例	件 数
国庫補助事業に関する問題	補助金・財政支援	再生可能エネルギーに係る様々な国庫補助メニューを一本化あるいは交付金化できないか。	68
	情報開示	国の補助事業の所管が複数にまたがることから、情報収集が困難である。	26
	人材確保	再生可能エネルギー政策を熟知した職員が不在のため、国から人材を派遣していただきたい。	6
再エネ法（固定価格買取制度）に関する問題	価格競争性	発電コストや導入コストが高いので、買取価格を高くする方向で検討願いたい。	37
	再エネ法の制度運用	固定価格買取制度について、実態を踏まえた価格設定や翌年度の買取価格・期間の早期公表を図る必要がある。	34
	系統接続・容量	送電容量が不足しているため、電力会社の系統への接続ができない事業者が出てきている。	21
	離島	全国画一的な政策ではなく、離島振興や過疎地域の活性化の観点、また地理的な優位性等を考慮し国の支援が必要である。	7
	住民の反対	メガソーラーの設置については、外国資本による電力参入や景観上の問題など住民の反対運動が生じている他県の例がある。	2
	上記以外の再エネ法に関する問題	太陽光パネルの大量廃棄が想定されるので、事業者に対して撤去・廃棄費用の積立を義務化する必要がある。	9
規制に関する問題	法令等	国立公園内の土地を有効活用できるよう、自然公園法の規制を緩和してほしい。	23
	環境影響評価	風力発電に係る配慮書手続の合理化など審査期間の一層の短縮を可能とするように制度を見直す必要がある。	3
その他国の事業に関する問題	国の取組の明確化	再生可能エネルギーの具体的な導入目標等を示した個別計画の策定をお願いしたい。	26
	技術上の制約	地熱・小型風力・小水力発電等再生可能エネルギーの導入コストの低減や実用化に向けた研究開発の加速化が必要である。	8
	電力の需給バランス	国のエネルギー施策として、系統安定化施設（蓄電池等）の導入を推進していただきたい。	1
計			271

（注） 複数回答である。

（イ）地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制

地方公共団体は、再生可能エネルギーの導入拡大を促進する一方で、例えば、太陽光発電施設の設置については、設置場所等に関する国の規制等がほとんどないことなどから、景観等に配慮することなく無秩序な設置が進められているなど、再生可能エネルギーの導入拡大に伴う諸課題を抱えている場合がある。そして、これらの諸課題に対処するため、一部の地方公共団体は、条例等を適用して規制を行っている。

地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の状況についてみたところ、図表3-7のとおり、1,659団体のうち、条例等を適用して再生可能エネルギーの導入拡大を規制している地方公共団体は、計163団体となっていた。また、適用した条例等を内容別にみると、環境基本条例等の環境関係が72件、景観まちづくり条例等の景観関係が71件等となっていた。

図表3-7 地方公共団体が行っている再生可能エネルギーの導入拡大に関する規制の状況

区分	団体数	条例等を適用して再生可能エネルギーの導入拡大を規制している団体数	再生可能エネルギーの導入拡大を規制する条例等の件数		
			環境関係	景観関係	その他
都道府県数	44	18	11	6	14
市町村数	1,615	145	61	65	20
指定都市等	98	18	5	8	5
指定都市等以外の市	675	79	40	37	3
町村	842	48	16	20	12
計	1,659	163	72	71	34

(注) 複数回答である。

4 所見

(1) 検査の状況の概要

経済性、効率性、有効性等の観点から、7府省等における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について、7府省等及び地方公共団体等が導入した再生可能エネルギー設備は導入目的どおり活用されているか、6府省において再エネ法に基づく固定価格買取制度における国庫補助金等の取扱いは適切に行われているか、地方公共団体において再生可能エネルギーの導入等に関する計画が適切に策定されているかなどに着眼して検査を実施した。

21年度から25年度までの間に、7府省等が自ら又は委託者として導入した再エネ発電設備は47設備で191億6199万円、再エネ熱利用設備は39設備で39億2351万円となっていて、地方公共団体等が7府省等の国庫補助金等を活用して導入した再エネ発電設備（補助）は6,628設備で1808億8557万円、再エネ熱利用設備（補助）は1,122設備で509億0257万円となっていた。また、20年度から25年度までの間に、経済産業省所管の国庫補助金を活用した太陽光発電設備（住宅用）は1,091,724設備（国庫補助事業実績額2214億2663万円）となっていた。

ア 再生可能エネルギー設備の廃止及び休止の状況等

7府省等が自ら若しくは委託者として、又は地方公共団体等が国庫補助金等を活用して導入した再生可能エネルギー設備のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に規定される耐用年数内の設備（国の場合）又は補助金適正化法に基づき定められる処分制限財産の処分制限期間内の設備（地方公共団体等の場合）を対象として、21年度から25年度までの間に廃止された設備についてみたところ、廃止された設備は8設備となっていた。事業主体は、これらの設備はいずれも一定期間は稼働していた

としており、廃止の主な理由を、設備が破損したことなどとしている。

また、21年度から25年度までの間に導入した設備のうち、26年3月末時点において休止している設備は41設備となっていた。そして、事業主体は、休止の主な理由を、故障の原因を調査中のため（16設備）、修理や部品等の調達に時間を要しているため（5設備）などとしている。また、これら41設備の中には、1年以上休止している設備が8設備見受けられた。

イ 7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する事業の重複等の状況

7府省等が実施している再生可能エネルギーに関する国庫補助事業には、類似の事業が多数見受けられ、また、各国庫補助事業に関する情報は府省ごとに発信されている。このような状況について、地方公共団体に見解を徴したところ、これらの情報の把握や類似事業の比較分析等に相当の時間を要することなどから、いわゆる事業の縦割りによる弊害等について問題があるなどとしている。

学校は、太陽光発電設備の導入場所として全導入数の約6割を占めていることから、地方公共団体等が太陽光発電設備を学校に導入するに当たり活用した国庫補助金等の所管府省についてみたところ、5府省、計3,830設備（国庫補助金等交付額546億2445万円）となっており、その内訳は、文部科学省が3,506設備（同483億1522万円）、環境省が145設備（同28億9476万円）、内閣府が121設備（同27億2507万円）、経済産業省が46設備（同5億7099万円）、国土交通省が12設備（同1億1839万円）となっていた。

また、各府省が実施する国庫補助事業の目的は様々であり、例えば、文部科学省における目的は環境教育のため、環境省における目的は防災拠点の機能維持のためなどとなっている。

そして、太陽光発電設備を導入した地方公共団体によれば、上記のように各府省が異なる目的別に様々な国庫補助事業を用意していることは、選択の幅が広がるなどという面において歓迎するとしている。一方、国庫補助事業を所管する府省が複数にまたがることから各府省がどのような国庫補助事業を行っているのかについて情報収集が困難であることなどの問題点を指摘する地方公共団体も見受けられる。

ウ 固定価格買取制度施行に伴う7府省等の再エネ発電設備に対する国庫補助金等の取扱状況

都道府県等が認定設備（補助）を導入する際に活用した国庫補助事業は、計41事業であった。そして、これらの国庫補助事業において認定設備に対する国庫補助金

等の取扱いがどのようになっているかをみると、国庫補助金等の取扱いに関する規定がないものが17事業と最も多くなっていた。一方、調達価格から当該国庫補助金等相当額を控除することとされている国庫補助事業が4補助金の4事業あるほか、一部の国庫補助事業においては、国庫補助金等相当額を返還させていたり、認定設備（補助）に係る売電収入の使途を限定していたりするなどしていた。

上記の取扱いの区分ごとに認定設備（補助）を分類すると、計853設備のうち、国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている設備は470設備（853設備の55.0%）、国庫補助金等の取扱いに関する規定がない設備は169設備（同19.8%）、売電収入の使途を限定している設備は95設備（同11.1%）、固定価格買取制度の調達価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている設備は84設備（同9.8%）、自家消費分と売電分との割合で案分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている設備は26設備（同3.0%）、売電は補助事業の対象外であることから国庫補助金等を全額返還させることとしている設備は3設備（同0.3%）等となっていた。

以上のとおり、認定設備（補助）を導入する際に活用した国庫補助金等の取扱いに関する規定がない又は国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている国庫補助事業が多数あり、これに係る認定設備（補助）639設備については、固定価格買取制度とは政策目的が異なっていることなどを理由に、調達価格から国庫補助金等相当額を控除せずに売電が行われたり、国庫補助金等が返還されていなかったりしていた。

しかし、調達価格には再エネ発電設備の建設価格が織り込まれており、また、再エネ事業者が得ることとなる利益は、賦課金の形で最終的に国民の負担になることなどから、再エネ発電設備の導入に国庫補助金等を活用するとともに、固定価格買取制度に基づき売電を行う場合、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認していく必要がある。

エ 地方公共団体における再生可能エネルギーの導入等に関する計画の策定状況

検査を実施した44都道府県及び1,615市町村、計1,659団体における再エネ導入促進計画の策定状況等についてみたところ、再エネ導入促進計画を策定している地方公共団体は、966団体（1,659団体の58.2%）となっていた。しかし、残りの693団体（同41.7%）は、再エネ導入促進計画を特段策定しておらず、特に町村の半数以上が再

エネ導入促進計画を策定していない状況となっていた。また、966団体が策定した再エネ導入促進計画における再生可能エネルギーの導入目標の設定状況についてみたところ、目標年度や目標数値を具体的に設定するなど定量的な導入目標を設定している地方公共団体が466団体となっていた一方で、できるだけ早い時期に可能な限り再生可能エネルギーの導入を図るというように、定性的な導入目標だけを設定している地方公共団体が500団体となっていた。このほか、再生可能エネルギーの導入を推進するために体制を整備することとして、条例等を制定して再生可能エネルギーの導入促進を図っている地方公共団体が250団体見受けられた。

そして、再エネ導入促進計画の目標に対する達成状況の検証の実施を規定している地方公共団体は、312団体（466団体の66.9%）となっていた。検証の実施状況についてみると、計画期間の終了年度又は計画期間中の中間年度等において、約半数の164団体（312団体の52.5%）が検証を実施していた。

また、再エネ導入促進計画を策定していない693団体について、その理由をみたところ、再エネ導入促進計画を策定したいが、職員が少なく他の業務を優先させる必要があるため、策定していないとしている地方公共団体が514団体（693団体の74.1%）と最多数を占めるなどの状況となっていた。また、一部の地方公共団体は、長期的なエネルギー需給動向や送電網の整備等について不確定要素があるため、再生可能エネルギーの導入事業の採算性を考えると、計画を策定することに消極的となっていた。

オ 地域における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点

地方公共団体における再生可能エネルギーの導入拡大に関する問題点について、44都道府県及び19政令指定都市、計63団体から意見を聴取したところ、多種多様な内容となっている。このうち、国庫補助事業に関する問題点が数多く挙げられており、中でも「再生可能エネルギーに係る様々な国庫補助メニューを一本化あるいは交付金化できないか。」など補助金・財政支援に関する項目が68件と最も多くなっている。また、「国の補助事業の所管が複数にまたがることから情報収集が困難である。」など情報開示に関する問題点等が挙げられている。

(2) 所見

国は、エネルギー需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地球環境の保全に寄与することなどを目的としてエネルギー基本法を制定し、これに

基づき基本計画を策定している。そして、23年3月に発生した東日本大震災を契機として、電力供給システムにおける再生可能エネルギーを含めた多様なエネルギー源の活用が改めて大きな課題となったことなどから、26年4月に基本計画を見直し、再生可能エネルギーに関しては、「2013年から3年程度導入を最大限加速していき、その後も積極的に推進していく。」とする政策の方針を示していることなどから、再生可能エネルギーに関する事業は今後も引き続き実施されるものである。ついては、以上の検査の状況を踏まえて、国及びNEDOにおいては、次の点について留意することが望まれる。

ア 再生可能エネルギーに係る国庫補助金等を所管する府省において、処分制限期間内に長期間休止している再エネ発電設備（補助）及び再エネ熱利用設備（補助）について地方公共団体等から適宜に報告を求めて、その稼働状況を把握するとともに、修理を速やかに行い再稼働させ、また、再稼働できない場合は速やかに廃止等の手続をとるよう地方公共団体等に対して助言する。

イ 国において、複数の府省が所管する様々な再生可能エネルギーに係る国庫補助金等に関する情報を一元化して、地方公共団体等に対して開示することを検討する。

ウ 認定設備（補助）に係る国庫補助金等を所管する府省において、再エネ事業者が認定設備（補助）で発電した電気を固定価格買取制度に基づき売電する場合は、国庫補助金等の交付目的を逸脱していないかなどについて、適宜、確認する。

エ 国において、再エネ導入促進計画を策定していない地方公共団体に対して再エネ導入促進計画を策定するよう助言することなどを検討する。

オ 国及びNEDOにおいて、再生可能エネルギーに関する事業を実施するに当たり、地域において生じている再生可能エネルギーの導入拡大に係る問題点についての情報を収集し、必要に応じてこれらに対する対策を講ずることに努める。

会計検査院としては、今後とも、国における再生可能エネルギーに関する事業の実施状況等について引き続き注視していくこととする。

別 表 目 次

1	7府省等における再エネ発電設備の導入状況（平成21年度～25年度）（別表1）	・ ・ 65
2	7府省等における再エネ熱利用設備の導入状況（平成21年度～25年度）（別表2）	・ 65
3	再エネ発電設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）（別表3）	・ ・ ・ ・ 66
4	再エネ熱利用設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）（別表4）	・ ・ ・ ・ 68
5	認定設備（補助）に対する国庫補助金等の取扱状況（別表5）	・ ・ ・ ・ ・ 70
6	再エネ導入促進計画の策定状況（別表6）	・ ・ ・ ・ ・ 72

1 7府省等における再エネ発電設備の導入状況（平成21年度～25年度）（別表1）

区分	設備数	設備容量 (kW)	太陽光 注(1)		風力		水力 注(2)		バイオマス 注(3)		地熱	
			設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)
内閣府	1	10	1	10	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	9	3,492	5	111	0	0	4	3,381	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	11	178	2	60	0	0	9	118	0	0	0	0
環境省	9	611	6	115	0	0	0	0	2	280	1	216
NEDO	17	6,047	8	511	2	4,380	0	0	7	1,156	0	0
計	47	10,338	22	807	2	4,380	13	3,499	9	1,436	1	216

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

2 7府省等における再エネ熱利用設備の導入状況（平成21年度～25年度）（別表2）

区分	設備数	設備容量 (kJ/h)	バイオマス熱		雪氷熱		太陽熱		地中熱	
			設備数	設備容量 (kJ/h)	設備数	設備容量 (kJ/h)	設備数	設備容量 (kJ/h)	設備数	設備容量 (kJ/h)
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	10	1,979,978	10	1,979,978	0	0	0	0	0	0
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	8	1,340,218	0	0	1	397,080	1	496,800	6	446,338
NEDO	21	22,383,519	19	22,356,614	0	0	2	26,905	0	0
計	39	25,703,715	29	24,336,592	1	397,080	3	523,705	6	446,338

3 再エネ発電設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）（別表3）

都道府県	設備数	設備容量 (kW)	太陽光 注(1)		風力		水力 注(2)	
			設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)
北海道	213	226,394	192	15,452	11	14,605	4	195,712
青森県	89	16,455	79	1,416	5	5,065	4	8,674
秋田県	107	109,334	96	1,356	4	4,020	2	14,900
山形県	105	3,952	99	1,604	2	1,993	3	55
茨城県	236	17,541	231	14,456	1	2,000	2	240
栃木県	129	7,400	120	2,796	2	46	3	302
群馬県	107	29,049	100	1,967	0	0	3	12,970
埼玉県	190	13,047	186	4,846	1	1	0	0
千葉県	162	12,085	156	5,669	3	307	0	0
東京都	241	17,342	237	7,339	2	3	1	300
神奈川県	380	55,139	367	26,724	2	2	6	503
新潟県	73	8,526	67	3,031	0	0	2	4,200
富山県	94	11,589	79	2,216	1	1	11	5,097
石川県	60	9,447	50	1,762	3	18	1	42
福井県	33	1,299	30	529	0	0	1	220
山梨県	138	17,485	130	16,407	0	0	8	1,078
長野県	240	39,789	234	37,544	0	0	5	746
岐阜県	178	4,331	173	4,109	2	0	3	222
静岡県	249	20,964	245	4,841	0	0	2	2,120
愛知県	235	15,085	227	5,987	4	42	0	0
三重県	100	42,074	78	2,752	19	38,000	2	112
滋賀県	31	312,026	31	312,026	0	0	0	0
京都府	66	1,606	64	1,545	0	0	1	31
大阪府	342	77,224	336	21,576	2	3	0	0
兵庫県	363	32,958	356	11,436	0	0	0	0
奈良県	33	2,005	32	1,808	0	0	1	197
和歌山県	114	14,847	107	2,207	5	12,000	1	140
鳥取県	31	2,034	29	854	0	0	1	1,100
島根県	64	7,860	62	1,360	0	0	1	1,700
岡山県	165	4,702	163	4,640	1	13	0	0
広島県	121	18,692	114	6,520	0	0	4	802
山口県	95	6,133	92	1,428	1	5	1	1,100
徳島県	136	3,934	131	2,500	2	2	2	12
香川県	82	1,708	82	1,708	0	0	0	0
愛媛県	160	28,563	145	3,634	12	18,000	1	10
高知県	77	2,231	77	2,231	0	0	0	0
福岡県	509	42,928	494	11,826	6	16	5	1,251
佐賀県	63	5,447	61	2,047	0	0	1	3,000
長崎県	105	5,278	102	2,516	2	12	0	0
熊本県	238	24,282	234	15,905	0	0	3	7,877
大分県	118	159,182	112	3,979	0	0	2	3
宮崎県	53	3,334	49	1,369	0	0	2	185
鹿児島県	174	66,313	168	4,023	2	2,000	1	190
沖縄県	129	23,241	114	9,086	7	4,985	2	70
計	6,628	1,524,856	6,331	589,026	102	103,138	92	265,161

注(1) 太陽光発電設備は、住宅用、信号機用、表示板用等の小規模（10kW未満）の発電設備を除いている。

注(2) 水力発電設備は、30,000kW以下の発電設備である。

注(3) バイオマス発電設備は、発電設備に供給するバイオマス由来の燃料源を精製する設備を含む。

都道府県	バイオマス 注(3)		地熱		海洋温度差	
	設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)	設備数	設備容量 (kW)
北海道	6	625	0	0	0	0
青森県	1	1,300	0	0	0	0
秋田県	2	758	3	88,300	0	0
山形県	1	300	0	0	0	0
茨城県	2	845	0	0	0	0
栃木県	4	4,256	0	0	0	0
群馬県	4	14,112	0	0	0	0
埼玉県	3	8,200	0	0	0	0
千葉県	3	6,109	0	0	0	0
東京都	1	9,700	0	0	0	0
神奈川県	5	27,910	0	0	0	0
新潟県	4	1,295	0	0	0	0
富山県	3	4,275	0	0	0	0
石川県	6	7,625	0	0	0	0
福井県	2	550	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0
長野県	1	1,500	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0
静岡県	1	14,000	1	3	0	0
愛知県	4	9,056	0	0	0	0
三重県	1	1,210	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	1	30	0	0	0	0
大阪府	4	55,645	0	0	0	0
兵庫県	6	21,482	1	40	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0
和歌山県	1	500	0	0	0	0
鳥取県	1	80	0	0	0	0
島根県	1	4,800	0	0	0	0
岡山県	1	50	0	0	0	0
広島県	3	11,370	0	0	0	0
山口県	1	3,600	0	0	0	0
徳島県	1	1,420	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0
愛媛県	2	6,920	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	0
福岡県	4	29,835	0	0	0	0
佐賀県	1	400	0	0	0	0
長崎県	1	2,750	0	0	0	0
熊本県	1	500	0	0	0	0
大分県	1	5,700	3	149,500	0	0
宮崎県	2	1,780	0	0	0	0
鹿児島県	0	0	3	60,100	0	0
沖縄県	5	9,050	0	0	1	50
計	91	269,538	11	297,943	1	50

4 再エネ熱利用設備（補助）の導入状況（平成21年度～25年度）（別表4）

都道府県	設備数	設備容量 (k J /h)	バイオマス熱		雪氷熱		温度差熱	
			設備数	設備容量 (k J /h)	設備数	設備容量 (k J /h)	設備数	設備容量 (k J /h)
北海道	109	121,392,353	55	101,910,793	10	435,857	2	2,769,667
青森県	31	14,066,176	16	13,401,655	0	0	2	620
秋田県	44	95,590,582	18	88,672,809	1	0	0	0
山形県	19	13,983,644	11	12,827,342	0	0	1	487,442
茨城県	12	17,478,915	3	15,053,025	0	0	0	0
栃木県	25	7,829,849	4	7,154,981	0	0	1	0
群馬県	13	3,518,597	7	3,465,360	0	0	0	0
埼玉県	17	12,157,760	6	11,688,000	0	0	0	0
千葉県	12	512,577	0	0	0	0	0	0
東京都	47	11,022,953	0	0	0	0	0	0
神奈川県	24	6,239,612	7	6,048,932	0	0	3	12,328
新潟県	62	28,716,500	43	26,669,147	3	685,306	0	0
富山県	27	34,507,185	22	34,113,154	0	0	0	0
石川県	14	4,880,437	5	3,149,803	0	0	0	0
福井県	3	14,544,000	3	14,544,000	0	0	0	0
山梨県	11	1,911,114	2	1,350,000	0	0	0	0
長野県	63	31,068,121	40	19,161,373	1	0	2	0
岐阜県	34	15,771,569	20	15,386,428	1	0	0	0
静岡県	28	76,215,391	15	74,784,745	0	0	0	0
愛知県	20	11,195,292	3	8,951,400	0	0	1	720,000
三重県	7	1,109,261	3	1,046,000	0	0	0	0
滋賀県	4	7,898,561	2	7,824,014	0	0	0	0
京都府	27	5,470,695	21	5,413,650	0	0	0	0
大阪府	25	8,854,903	18	2,124,075	0	0	2	6,609,467
兵庫県	17	12,390,537	14	12,086,963	0	0	0	0
奈良県	29	7,934,914	26	7,434,679	0	0	0	0
和歌山県	34	15,532,208	32	14,633,972	0	0	0	0
鳥取県	11	55,066,334	10	54,979,934	0	0	0	0
島根県	13	6,934,712	10	6,825,165	0	0	0	0
岡山県	11	83,904,513	3	83,817,600	0	0	0	0
広島県	16	5,315,038	7	4,107,604	0	0	0	0
山口県	11	4,029,679	8	3,220,716	0	0	0	0
徳島県	9	1,625,007	2	1,513,947	0	0	0	0
香川県	3	1,843,150	3	1,843,150	0	0	0	0
愛媛県	19	13,873,761	5	8,779,040	0	0	1	542,351
高知県	175	95,356,633	172	95,249,503	0	0	0	0
福岡県	22	19,528,717	5	18,162,257	0	0	0	0
佐賀県	2	1,979,039	1	1,979,032	0	0	0	0
長崎県	7	16,240,443	5	16,230,312	0	0	0	0
熊本県	15	1,037,211	2	791,163	0	0	0	0
大分県	12	146,327,115	9	146,220,750	0	0	0	0
宮崎県	14	73,962,948	12	73,916,035	0	0	0	0
鹿児島県	15	8,845,743	8	8,070,322	0	0	0	0
沖縄県	9	3,778,742	5	3,322,318	0	0	0	0
計	1,122	1,121,442,492	663	1,037,925,148	16	1,121,163	15	11,141,875

都道府県	太陽熱		空気熱		地中熱		温泉熱	
	設備数	設備容量 (k J /h)	設備数	設備容量 (k J /h)	設備数	設備容量 (k J /h)	設備数	設備容量 (k J /h)
北海道	4	79,768	1	780,000	29	8,495,082	8	6,921,186
青森県	2	15,824	0	0	8	289,260	3	358,817
秋田県	0	0	1	1,191,600	23	5,434,573	1	291,600
山形県	1	52,037	0	0	3	180,737	3	436,086
茨城県	8	175,890	0	0	1	2,250,000	0	0
栃木県	7	57,137	0	0	2	82,534	11	535,197
群馬県	6	53,237	0	0	0	0	0	0
埼玉県	7	127,740	0	0	4	342,020	0	0
千葉県	9	301,551	0	0	3	211,026	0	0
東京都	23	1,387,553	15	7,581,600	9	2,053,800	0	0
神奈川県	9	161,743	0	0	3	16,328	2	281
新潟県	8	115	0	0	7	893,932	1	468,000
富山県	2	27,548	0	0	3	366,483	0	0
石川県	2	8,411	0	0	5	778,663	2	943,560
福井県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	1	16,952	0	0	8	544,162	0	0
長野県	9	366,649	0	0	9	11,097,201	2	442,899
岐阜県	3	4,337	0	0	10	380,804	0	0
静岡県	11	1,263,918	0	0	1	165,960	1	768
愛知県	6	39,342	0	0	10	1,484,550	0	0
三重県	3	57,896	0	0	1	5,365	0	0
滋賀県	2	74,547	0	0	0	0	0	0
京都府	5	55,033	0	0	1	2,012	0	0
大阪府	2	75,748	0	0	3	45,613	0	0
兵庫県	3	303,574	0	0	0	0	0	0
奈良県	2	14,235	0	0	1	486,000	0	0
和歌山県	1	723,122	0	0	1	175,114	0	0
鳥取県	0	0	0	0	1	86,400	0	0
島根県	0	0	0	0	1	0	2	109,547
岡山県	8	86,913	0	0	0	0	0	0
広島県	2	391,713	0	0	7	815,721	0	0
山口県	3	808,963	0	0	0	0	0	0
徳島県	7	111,060	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	8	513,203	0	0	1	353,767	4	3,685,400
高知県	3	107,130	0	0	0	0	0	0
福岡県	11	466,338	0	0	6	900,122	0	0
佐賀県	0	0	0	0	1	7	0	0
長崎県	2	10,131	0	0	0	0	0	0
熊本県	12	160,318	0	0	1	85,730	0	0
大分県	3	106,365	0	0	0	0	0	0
宮崎県	2	46,913	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	6	231,101	0	0	0	0	1	544,320
沖縄県	2	24,429	0	0	1	0	1	431,995
計	205	8,508,484	17	9,553,200	164	38,022,965	42	15,169,656

5 認定設備（補助）に対する国庫補助金等の取扱状況（別表5）

基本情報								認定設備（補助）に対する国庫補助金等の取扱状況			認定設備（補助）の設備数	備考
番号	府省庁等名	局課名	国庫補助金等名	国庫補助金等の流れ	事業期間		国庫補助金等の取扱状況	その他	取扱開始年月日	通知、事務連絡等の文書名		
1	内閣府	政策統括官（沖縄政策担当）	沖縄振興特別推進交付金		2	H24	継続中	5			30	
2	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	学校施設環境改善交付金（太陽光発電等導入事業）		2	H23	継続中	4	H24. 7. 1	固定価格買取制度運用開始に伴い、太陽光発電等導入事業の取扱いに変更はない。	441	
3	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	安全・安心な学校づくり交付金（太陽光発電等導入事業）		2	H21	H22	5			52	太陽光発電等導入事業は平成21年度第1次補正予算で創設
4	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	公立学校施設整備費負担金		2	S33	継続中	4	H24. 7. 1	固定価格買取制度運用開始に伴い、本負担金の取扱いに変更はない。	10	
5	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	沖縄振興公共投資交付金（太陽光発電設備等導入事業）		2	H24	継続中	4	H24. 7. 1	固定価格買取制度運用開始に伴い、太陽光発電等導入事業の取扱いに変更はない。	3	
6	文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設助成課	防災対策推進学校施設環境改善交付金		2	H24	継続中	4	H24. 7. 1	固定価格買取制度運用開始に伴い、本補助金の取扱いに変更はない。	16	本交付金は予算書上の「目」の名称であり、学校施設環境改善交付金交付要綱に基づき交付されている。
7	文部科学省	初等中等教育局幼児教育課	私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費（エコ改修事業））		2	H22	継続中	5			16	
8	文部科学省	高等教育局私学部私学助成課	私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究設置等施設整備費（エコキャンパス推進事業、私立学校エコスクール整備モデル事業））		3	H21	継続中	3	H24. 7. 1	事業説明会にて固定価格買取制度の適用対象外であると説明している。	1	
9	農林水産省	食料産業局再生可能エネルギーグループ	農山漁村再生可能エネルギー導入事業のうち農山漁村再生可能エネルギー供給モデル早期確立事業		1	H24	H24	5			2	
10	農林水産省	食料産業局再生可能エネルギーグループ	農山漁村6次産業化対策事業費補助金（地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業）		1	H24	H25	3	H25. 3. 1	地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業実施要領	2	
11	農林水産省	食料産業局バイオマス循環資源課	地域バイオマス利活用整備交付金		3	H18	H23	7		固定価格買取制度の枠組みが定まる前に整備された施設については、当時の規定等に従って適切に処理されていることから、適及して国庫補助金の返還を求める等の取扱いを定めることは考えていない。	1	
12	農林水産省	農村振興局整備部水資源課	農山漁村地域整備交付金（地域用水環境整備事業）		2	H21	継続中	6			4	H26年度より国庫補助金等と固定価格買取制度との調整を実施
13	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官	農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）		2	H22	継続中	6			1	H26年度より、固定価格買取制度を活用する場合は、国庫補助金等の交付対象外としている
14	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業（低炭素むらづくりモデル支援事業）		1	H21	H25	6			2	
15	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金		3	H19	継続中	6			10	H26年度より国庫補助金等と固定価格買取制度との調整を実施
16	農林水産省	農村振興局整備部農村整備官	沖縄振興公共投資交付金（農業集落排水事業）		2	H24	継続中	6			1	H26年度より、固定価格買取制度を活用する場合は、国庫補助金等の交付対象外としている
17	林野庁	森林整備部計画課	森林整備加速化・林業再生事業費補助金		2	H23	H26	5			4	
18	経済産業省資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部政策課	再生可能エネルギー発電設備等導入促進支援対策事業費補助金		1	H23	継続中	5			1	
19	経済産業省資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課	地域新エネルギー等導入促進対策費補助金		2	H9	H21	1	H24. 7. 1	平成24年経済産業省告示第139号	36	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助（新エネルギー等事業者支援対策費補助金及び地域新エネルギー等導入促進対策費補助金）
20	経済産業省資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課	新エネルギー等事業者支援対策費補助金		1	H11	H21	1	H24. 7. 1	平成24年経済産業省告示第139号	8	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助（新エネルギー等事業者支援対策費補助金及び地域新エネルギー等導入促進対策費補助金）
21	経済産業省資源エネルギー庁	省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課	新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金		1	H22	H24	1	H24. 7. 1	平成24年経済産業省告示第139号	36	
22	経済産業省資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力基盤整備課	中小水力・地熱開発費等補助金		1	H21	H31	1	H24. 7. 1	平成24年経済産業省告示第139号	4	
23	経済産業省資源エネルギー庁	電力・ガス事業部電力基盤整備課	電源立地地域対策交付金		2	H15	継続中	5			3	
24	国土交通省	都市局市街地整備課	社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業）		2	H22	継続中	2	H22. 4. 1	—	1	
25	国土交通省	都市局市街地整備課	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		2	H22	継続中	2	H22. 4. 1	—	21	平成22年度までは、都市局まちづくり推進課所管
26	国土交通省	都市局公園緑地・景観課	社会資本整備総合交付金（都市公園事業）		2	H22	継続中	5			1	
27	国土交通省	都市局公園緑地・景観課	防災・安全社会資本整備交付金（都市公園事業）		2	H25	継続中	5			1	
28	国土交通省	住宅局	社会資本整備総合交付金（公営住宅等ストック総合改善事業）		2	H22	継続中	5			16	
29	国土交通省	住宅局	社会資本整備総合交付金（公営住宅等整備事業）		2	H22	継続中	5			10	

基本情報					認定設備（補助）に対する国庫補助金等の取扱状況					認定設備（補助）の設備数	備考
番号	府省庁等名	局課名	国庫補助金等名	国庫補助金等の流れ	事業期間		国庫補助金等の取扱状況	その他	取扱開始年月日	通知、事務連絡等の文書名	
30	国土交通省	住宅局	防災・安全社会資本整備交付金（公営住宅等整備事業）	2	H24	継続中	5				1
31	国土交通省	住宅局住宅生産課	住宅・建築物環境対策事業費補助金（うち省CO2先導事業）	1	H20	継続中	5				1
32	国土交通省	住宅局住宅生産課	住宅・建築物環境対策事業費補助金（うち省エネ改修事業）	1	H20	継続中	5				3
33	国土交通省	水管理・国土保全局下水道部	社会資本整備総合交付金（下水道事業）	1	H22	継続中	2			平成24年9月14日付 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について	平成23年6月以前は都市・地域整備局下水道部下水道事業課 1 事務連絡は発出しているが、あくまで考え方を示したものであり、何月何日からこの取扱いを開始したというものではない。
34	国土交通省	水管理・国土保全局下水道部	下水道事業費補助下水道事業	1	S32	継続中	2			平成24年9月14日付 再生可能エネルギーの固定価格買取制度における下水道事業の補助金等交付の考え方等について	平成23年6月以前は都市・地域整備局下水道部下水道事業課 2 H22から社会資本整備総合交付金へ移行 事務連絡は発出しているが、あくまで考え方を示したものであり、何月何日からこの取扱いを開始したというものではない。
35	国土交通省	水管理・国土保全局	治水ダム建設事業費補助	1	S 42	継続中	2		昭和56年	補助ダム事業に係るダムエネルギー適正利用化事業実施要領 第9	1
36	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	循環型社会形成推進交付金	2	H17	継続中	5				24
37	環境省	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	廃棄物処理施設整備費補助金	2	S54	H22	5				3
38	環境省	廃棄物リサイクル対策部産業廃棄物課	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	1	H15	継続中	5				1 固定価格買取制度との併用を禁止するよう交付要綱を改訂予定
39	環境省	総合環境政策局環境計画課	グリーンニューディール基金	2	H21	継続中	6				77
40	環境省	地球環境局地球温暖化対策課	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体対策技術先導導入補助事業）	2	H17	H25	7 財産処分	の制限を適用する	H24. 7. 1	—	4
41	環境省	地球環境局地球温暖化対策課	二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（市民共同発電推進事業）	1	H21	H21	7 財産処分	の制限を適用する	H24. 7. 1	—	1

注(1) 本表は、平成26年3月末時点における状況をまとめたものである。

注(2) 「国庫補助金等の流れ」欄において、「1」は国が地方公共団体以外の者に直接交付するもの、「2」は国が地方公共団体に対して直接又は地方公共団体を經由して事業実施主体に交付されるもの、「3」は「1」及び「2」の両方のものである。

注(3) 「国庫補助金等の取扱状況」欄において、「1」は固定価格買取制度の調達価格から国庫補助金等相当額を控除することとしている、「2」は自家消費分と売電分との割合で按分するなどして国庫補助金等相当額を一部返還させることとしている、「3」は売電は補助事業の対象外であることから国庫補助金等を全額返還させることとしている、「4」は国庫補助金等を返還しなくてもよいこととしている、「5」は国庫補助金等の取扱いに関する規定がない、「6」は売電収入の用途を限定している、「7」はその他である。

注(4) 「その他」欄は、「国庫補助金等の取扱状況」欄にて「7：その他」を選択した場合に、その取扱状況を記載している。

6 再エネ導入促進計画の策定状況（別表6）

都道府県	地方公共団体における策定状況		
	地方公共団体 (A)	再エネ導入促進計画を策定 している地方公共団体 (B)	策定率 (B) / (A)
	(団体)	(団体)	(%)
北海道	180	98	54.4
青森県	41	21	51.2
秋田県	26	11	42.3
山形県	36	26	72.2
茨城県	45	26	57.7
栃木県	27	19	70.3
群馬県	36	20	55.5
埼玉県	64	38	59.3
千葉県	55	25	45.4
東京都	63	49	77.7
神奈川県	34	23	67.6
新潟県	31	21	67.7
富山県	16	12	75.0
石川県	20	10	50.0
福井県	18	13	72.2
山梨県	28	19	67.8
長野県	78	44	56.4
岐阜県	43	16	37.2
静岡県	36	27	75.0
愛知県	55	32	58.1
三重県	30	21	70.0
滋賀県	20	15	75.0
京都府	27	18	66.6
大阪府	44	29	65.9
兵庫県	42	31	73.8
奈良県	40	8	20.0
和歌山県	31	13	41.9
鳥取県	20	9	45.0
島根県	20	16	80.0
岡山県	28	20	71.4
広島県	24	16	66.6
山口県	20	12	60.0
徳島県	25	15	60.0
香川県	18	9	50.0
愛媛県	21	13	61.9
高知県	35	21	60.0
福岡県	61	37	60.6
佐賀県	21	18	85.7
長崎県	22	8	36.3
熊本県	46	22	47.8
大分県	19	11	57.8
宮崎県	27	11	40.7
鹿児島県	44	17	38.6
沖縄県	42	26	61.9
計	1,659	966	58.2